平成28年第３回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年6月28日　午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第99号	財産の取得について（繁殖牛舎）
第3	議案第100号	財産の処分について（繁殖牛舎）
第4	議案第101号	市道路線の廃止について
第5	議案第102号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
第6	議案第103号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第7	議案第104号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第8	議案第105号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
第9	議案第106号	平成28年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
第10	議案第107号	平成28年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
第11	議案第108号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第12	議案第109号	平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第13	議案第110号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第14		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２	議案第９９号	財産の取得について（繁殖牛舎）
日程第３	議案第１００号	財産の処分について（繁殖牛舎）
日程第４	議案第１０１号	市道路線の廃止について
日程第５	議案第１０２号	平成２８年度飛騨市一般会計補正予算（補正第１号）
日程第６	議案第１０３号	平成２８年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第１号）
日程第７	議案第１０４号	平成２８年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第１号）
日程第８	議案第１０５号	平成２８年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第１号）
日程第９	議案第１０６号	平成２８年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（補正第１号）
日程第１０	議案第１０７号	平成２８年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第１号）
日程第１１	議案第１０８号	平成２８年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第１号）
日程第１２	議案第１０９号	平成２８年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第１号）
日程第１３	議案第１１０号	平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第１号）
日程第１４		一般質問

○出席議員（14名）

1番	仲谷　丈吾
2番	井端　浩二
3番	澤　史朗
4番	住田　清美
5番	森　要
6番	中村　健吉
7番	徳島　純次
8番	前川　文博
9番	中嶋　国則
10番	洞口　和彦
11番	野村　勝憲
12番	森下　真次
13番	高原　邦子
14番	葛谷　寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹　淳也
副市長	小倉　孝文
教育長	山本　幸一
会計管理者	藤井　義昌
総務部長	東　佐藤　司
財政課長	野村　久徳
教育委員会事務局長	清水　貢
企画部長	水上　雅廣
商工観光部長	石腰　豊
環境水道部長	湯之下　明宏
市民福祉部長	柚原　誠
農林部長	柏木　雅行
基盤整備部長	青木　孝則
消防長	坂場　順一
病院管理室長	佐藤　哲哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十松　昭英
書記	中垣　由香

平成２８年　第３回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

通告No.	質　問　者	質　　問　　事　　項	
1	住田清美	①地震による防災対策について ②図書館運営のあり方について	２７日午前
2	徳島純次	①震災対策について ②なかよしキッズについて ③レールマウンテンバイクについて	〃
3	森下真次	①所信表明と肉付け予算 ②獣医師確保の考え方	２７日午後
4	中村健吉	①飛騨市の誇りを発信するステーションとしての「道の駅」の活用について ②飛騨市の伝統文化を守り、育てる具体的方策について ③市内２高校に対する飛騨市としての応援体制について ④飛騨高山高校・定時制に対する支援について	〃
5	前川文博	①レールマウンテンバイクの今後は ②買い物弱者対策支援について ③飛騨市公共交通の改正は	〃
6	野村勝憲	①「ふるさと祭街道」の設定について ②「癒しの森・森林セラピー基地」の認定について ③「ご当地キャラクター」の制作について	２８日午前
7	澤史朗	①飛騨市の学校経営の現状と5年後･10年後を見据えた方針について ②入園・入学祝金と奨学金について	〃
8	高原邦子	①飛騨市特定空家等対策条例の適用状況について ②コンサル業務を発注する上での市のスタンスについて	２８日午後
9	森　要	①養護老人ホーム和光園について ②男女別の障害者グループホーム、生活困窮者支援用住居整備等について ③百足城跡公園整備事業について ④忠霊塔公園の整備について ⑤観光誘客について	〃
10	洞口和彦	①６月補正予算(肉付予算)について ②公共施設等総合管理計画策定事業について	〃
11	中嶋国則	①第３セクター「株式会社飛騨ゆい」の運営について ②トレーニングセンターの建設計画について	２９日午前
12	仲谷丈吾	①現在の飛騨市の林業について ②飛騨市のネット環境について ③学校給食について ④消防団の報酬について ⑤名目ＧＤＰ６００兆円に向けた成長戦略について	〃
13	井端浩二	①薬草ビレッジ構想推進プロジェクトについて ②コンベンション誘致推進事業について ③魅力ある地元高校づくりについて	２９日午後

※時間の関係上、午後からの予定者が午前となる場合があります。

（　開議　午前１０時００分　）

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクをご自分の方へ向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第１　会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により６番、中村健吉君、７番、徳島純次君を指名いたします。

◆日程第２　議案第９９号　財産の取得について（繁殖牛舎）から

日程第１３　議案第１１０号　平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第１号）

日程第１４　一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第２、議案第９９号、財産の取得について（繁殖牛舎）から、日程第１３、議案第１１０号、平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第１号）までの１２案件につきましては、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。１２案件の質疑と併せて、これより日程第１４、一般質問を行います。

それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に１１番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔１１番　野村勝憲　登壇〕

○１１番（野村勝憲）

皆さま、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、本日のトップバッターとして質問させていただきます。

本日は、資料の大きいものと小さいものをいくつか揃えて質問を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

私はこの５月～６月に長野市の加藤市長との面談をはじめ、高岡市、犬山市、信濃町など１２の自治体や商工会議所に訪問してまいりました。それぞれの地域はどんな地方創生の取り組みをしているのか、また地域振興策について学び体験してまいりました。

今回、そのことも参考に入れながら私の考えを述べてまいりたいと思います。

今、飛騨市に継承されてきたふるさとの伝統文化や自然を、今一度精査をして、温故知新を取り入れ、次なる一歩となる時代に対応した観光戦略が強く求められていると思います。

そこで、私は観光中心に飛騨市の交流人口の拡大を図るための地域振興策として、祭と健康の２つをテーマに、まず「ふるさと祭街道」の設定。そして２番目に「癒しの森・森林セラピー基地」の認定を受けたらどうか。そして「ご当地キャラクター」の制作の３点についてお伺いいたします。

まず、１点目の「ふるさと祭街道」の設定についてです。この件についてはすでに平成２５年１２月と平成２７年３月議会でも私から提案しております。

さて、平成２７年の観光客数は前年に比べ高山市が１０８％、約４３５万人。隣の白川村が１１５％、１７３万人と大きく伸ばしています。しかし、残念ながら飛騨市は昨年比９７％、３％ダウンして９７万人となっております。そして、高山市は今年に入ってこの４月までの観光客数は過去最多のペースで増加しています。また、白川村も同様に好調と聞いております。

このことは、北陸新幹線が金沢まで延伸し、さらにこの３月から松本市が加わった北陸・飛騨・信州を横軸で結ぶ「３つ星街道の旅」のキャンペーンのＰＲ効果が大きいものと推測します。残念ながら飛騨市にはその恩恵はほとんど無く、観光客の行動範囲がますます広域化する中、その対策が急がれます。

そこで、私から３度目の提案が「飛越能ふるさと祭街道」これは仮称ですけれどもこれを設定し、北陸と飛騨市が一体となって相乗効果を生み出し、新しい観光客の流れを作る最大のチャンスが今であると感じております。

幸い今年の１２月までに「古川祭の起し太鼓・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録される見通しであることは皆さんご承知のとおりです。これを今後の飛騨市の観光振興に活かすためにも、同じように遺産登録が期待されている隣の富山県の高岡・魚津・南砺市とそして、さらに石川県の七尾市及び高山市の６市で「飛越能ふるさと祭街道」（仮称）として国内外に売り出し、連携してＰＲやキャンペーン活動を行ったらどうでしょうか。

早期に北陸から飛騨への縦軸、すなわち「ふるさと祭街道」を設定して新しい観光の流れをつくっていかないと、先ほど申しました横軸の「３つ星街道」への流れがますます強くなってくることが懸念されます。

そこで１日も早く、６市の実態とその交渉に入るべきタイミングだと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長　石腰豊　登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

皆さん、おはようございます。それでは、ただ今の野村議員のご質問につきまして、答弁させていただきます。

１点目「ふるさと祭街道」の設定についてでございます。

昨今、新幹線や高速道路網の整備促進によりまして、旅行者の移動可能範囲が広まり、単独自治体のみでの観光資源の売り込みでは通用しない時代になっており、観光面における広域連携の重要性についての認識をしております。

広域観光とは、各地域の魅力をめぐり歩くことであり、単なる魅力を有する地域と結びつくことが非常に重要であることから、今回、野村議員からよいご提案をいただいたものと思っております。

今秋、１１月の下旬になりますがユネスコ無形文化遺産登録については、全国の３３地区の「山・鉾・屋台」これが同時に認定されることが特徴であり、岐阜県内でも当市のほかに高山市、大垣市が含まれております。広域観光を仕掛けるうえでは、物理的に人が動きやすいルートを設定すべきであり、ロケーション的にも飛騨と北陸を結ぶのが現実的であると考えております。

具体的には、登録後に予定をしておりますシンポジウム開催における連携や、パンフレットの合同制作、あるいは相互のＰＲ、回遊商品造成に関する旅行会社への働きかけ、これらが重要であると考えております。

今後、当市から関係の各市へ打診をいたしまして、賛同を得られた市と詳細を煮詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔商工観光部長　石腰豊　着席〕

○１１番（野村勝憲）

前向きな答弁、ありがとうございました。そこでちょっと具体的にポスターをお示ししながら、私の考えを述べたいと思います。

まず、このポスターですが、皆さんご存知のようにこれは道の駅にあります、昇竜道街道です。それを紹介したものです。ルートは６。残念ながら飛騨市は、ここに入っていないんです。ポジションが分からない。それともう一つ、実は先ほど言いました、「北陸飛騨信州３つ星街道の旅」というのはこの３月から松本が入ったことによって、あちらこちらで展開されています。

したがってこれが強力なパワーになっておりまして、ここの金沢から五箇山を通って白川、高山、松本を出る横軸、ここがますます強化してくるわけです。私は、なんとかこの高岡を中心にした七尾市から魚津、高岡、そして南砺市、この祭街道を縦軸に高山まで結ぶと。そうすることによってもう一度、私どもの、先ほど１００万人と言いましたが、なんとか１００万を越えて１２０万と１３０万に目標ができるんじゃないかと、そんなふうに感じております。

そういうことで、私は、具体的に進めるためにいろんなことをやってきたんですが、

そこでお聞きしたいのが、このポスターを見て広域観光にするために行政側がどこと組んだらいいと思われますか。そして、今まで、４年前だと思いますけど、飛騨市の観光ビジョンに５００万円かけておるんです。しかしその後、そのビジョンに沿った観光の商品作りが私はできていないと思います。もし、私が忘れているようでしたら、具体的にどのような観光商品がこの４年間で産まれたのか教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

まず連携の関係ですが、今の段階、あくまで調整中でございます。縦軸といたしまして大垣市、高山市、南砺市、高岡市、七尾市を今は検討しております。ご指摘のありました魚津市につきましては横軸ということの捉え方ですし、当市につきましては、今のところ魚津市と直接、交流はいたしておりませんので、今申し上げました、大垣市、高山市、南砺市、高岡市、七尾市の５市との連携の方をまず進めたいと考えております。

また、４年間の観光の成果としましては、私どもの方で十分把握しておりませんので、控えさせていただきたいと思います。

○１１番（野村勝憲）

はい、ありがとうございました。私は、これからはまず、高岡市と組むべきだと思います。と申しますのは、２年前の飛騨市議会ですが、議長は菅沼議長のときです。富山の議長のところにご挨拶に行ったとき、「今まで続いていた交流会をもうやめましょう」と言われたそうです。しかし、私はこれでは新幹線が金沢まで延びてくるのになぜ、富山と交流できないのかという危惧を持ちまして、実は昨年の秋ですが、葛谷議長と一緒になって高岡市の議長、副議長にお会いしてなんとか観光を中心にした産業をテーマにした交流を図りましょうと。その足で、衆議院議員の橘衆議院議員、こちら私、存じ上げておりまして、その事務所にも出向きまして、なんとか祭街道みたいなものを作って、そして観光でできないかと水面下で進めてまいりました。

さらに愛知県がユネスコに向かって、こういうパンフレットを、５つの犬山、半田の祭を全部紹介して作っております。そしてこういうツールですね。これも合同で作っております。合同で。これをもって実は、今年の６月２日ですけども、葛谷議長と洞口議員、それから井端議員との４人で高岡市と魚津市と南砺市の議長や関係者に「ふるさと祭街道」を作ってなんとか広域でＰＲをしてまいりましょうと、その誘客キャンペーンをプレゼンテーションしてきました。それで、協同で祭と観光を入れたパンフレットやポスターを作って、費用コストを抑えてキャンペーンをしてまいりましょうと３市には伝えてあります。

ところで、高岡市へ行って初めて分かったんですが、「高岡市の新高岡駅飛越能の旅」ということで、これが３連版になっています。能登、越中、これが飛騨、下呂から白川村、高山を入れた古川ももちろん入っています。こういうポスターを作ってあります。

これは高岡市の費用でやっておるんです。この春からです。このポスターは飛騨市内では見られませんが、どこにあるんでしょうか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

４月に高岡の市長が私のところへおみえになりまして、その話をして行かれました。

基本的には高岡の市内中心にあるものというふうに理解をしております。といいますのは、高岡市長からは「かがやき」を高岡駅に停車させたいと。そして停車をさせるためには、飛騨へ行く観光のルートを作って、飛騨に観光に来た人が高岡から乗っていただく。金沢や富山ではなくて。というキャンペーンをはりたいというお話があって、その流れの中で飛騨市にも協力してくれないかと。高岡駅乗車の促進の協力してくれないかというお話でした。

現実問題としては、高岡での乗車というのはルート的になかなか難しい部分があって、金沢あるいは富山というのが特に飛騨市の場合は、明らかに富山が至近でありますからそういったことになるわけなんですが、私のほうから逆に、新幹線の乗車ということよりも、むしろ、まさしく議員ご指摘のような「ふるさと祭街道」のような交流をしたほうが結果として高岡駅の利用に結びつくのではないかというようなご提案を私のほうからむしろ申し上げたというような流れがございます。

先ほどお話がございましたけども、北陸の連携というのは非常に重要なんですが、今回ユネスコの文化遺産が高山、古川、大垣と岐阜県内でも３つですから、県が主導いたしますと、絶対３つで組んでくるということは明らかでありまして、県の中には北陸と高山・古川を結びつけるという議論が今のところはきちんと行われていないというふうに私は、理解しております。私、高山市長にも何度か申し上げておりますけども、飛騨市、高山市連携し北陸との連携を別途に組もうではないかというような話をしておるところでございまして、その中で、今ご提案のようなこと。それからポスターの連携も出てくることだろうと思いますので、そうしたことも進めていくことになるのではないかと考えております。

○１１番（野村勝憲）

どちらにしても先手必勝で私ども、先ほど申しました中では一番小さな２万５，３１１人の人口です。後はそれぞれ倍以上、ときによっては３倍、４倍の人口を抱えているところですから、こちらから丁寧に交渉していただきたいと思います。そして、もし祭街道ができましたら次は、松本圏の岡谷に通じる野麦峠に注目していただき、飛騨の娘さんたちが信州の工場に向かって歩いた道も、将来磨きをかけてストーリーをつけていってもらいたいと思っております。

それでは２番目の「癒しの森・森林セラピー基地」の認定についてご質問いたします。

この件につきましては、平成２５年と平成２６年の議会でも私、提案しております。「森

の力が身体を癒す」をセールスポイントに、全国では森林浴の癒し効果を狙った地域づくりが増えてきております。

代表的なのは、東では信濃町、西では鳥取県の智頭町です。全国６２カ所の森が森林セラピー基地・セラピーロードとして認定され、最近、岐阜県初の森林セラピー基地として本巣市、これは薄墨桜を中心としたところですが認定されております。

この際、森林の宝庫である飛騨市も森林セラピー基地の認定を受けて、都会の企業や大学を対象に研修や合宿などの誘致活動を行ったらどうでしょう。森林セラピーを活用したまちづくりにまさに今、着手すべき時だと考えております。

そこで、私から３コースを提案します。１つ目は、数河に「白樺の小径コース」（仮称）ですけれども、産廃問題で大きくイメージダウンした数河地区に振興策の一つとして光を与えるべきときです。ブナや白樺の木が豊富で、ゆったり深呼吸できる豊かな自然空間がいっぱいあります。その数河高原に４キロメートル～５キロメートルのコースを設定し、その道にはウッドチップというものを撒いてクッションを和らげ、特徴のあるコースを作ったらどうでしょうか。

それから、２つ目ですが、流葉に「神秘の森コース」があります。これ、６キロメートルです。この神秘の森コースはすでに「美しい日本の歩きたくなるみち５００」に選ばれており、そのまま認定コースにしたらどうでしょうか。

３つ目ですが、山之村の「天の夕顔コース」（仮称）です。皆さんご存知のように標高１，０００メートルの地図にない山之村高原は景観が素晴らしく、特に天の夕顔の碑がある周辺には昔からの道もあり、眺望も良く、３キロメートルコースに最適と思われます。

このコースについては、議員４名ですでに歩いて来ております。そして、かつて、山之村ではブルーベリーが大変多く見られたと聞いております。この山之村の新たなブランドを訴えるためにも、森林セラピーの認定を機にして、地元の人たちと一緒になってブルーベリーの増殖を図って頂いて、「天空の森」 として売り出していったらいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長　小倉孝文　登壇〕

□副市長（小倉孝文）

おはようございます。それでは、野村議員の２点目でございます「癒しの森・森林セラピー基地」について、答弁させていただきます。

この件につきましては、平成２６年９月の議会一般質問の折に、数河地区の健康セラピーについていくつかの問題があると答弁しております。

例えば、インストラクターの件、具体的に運営はどこが行うのか、どういう事業を実施するかなどを申し上げ、この問題につきましては、それ以上進展していない旨をお答

えしたところでありますが、現在も同様でございます。

改めてご説明を致しますが、「森林セラピー基地」として、公認認定を受けるためには、医療関係を含めた安全管理体制の確立、森林セラピーガイドなど有識者の常駐と体験メニューの提供、現場における心理的効果検定のための現地調査などハードルが高いうえに、多額の費用が必要となることがわかり、具体的な対応が行われていないというのが現状でございます。

議員ご提案の数河・流葉地区につきましては、おっしゃるとおり、自然環境資源として大きな魅力を感じているところではございます。

当地区では、すでにカントリーウォークコースとして「アルプス展望神秘の森コース」あるいは「数河ブナ林コース」など６種類の常設コースが設置され、毎年８月には日本ウォーキング協会公認の「ツーデーウォーク」が開催され、昨年ですけれども、２日間にわたり約４６０名の方々がご利用頂いているのが現状でございます。

「にほんの里１００選」に選ばれている山之村地区「天空の森」ブルーベリー増殖につきましては、森林セラピーの認定とは別に、地元を含めた新たな「ブランド」となり得るかどうかについては、検証を行っていきたいと考えております。

また、当地区は牧歌的な雰囲気が感じられ、まさに議員おっしゃる、癒しについてはうってつけの場所であることから、独自でＰＲしていくことが可能であると考えております。いわば、飛騨市版の「森林セラピー基地」を目指していくこともできるのではないかと考えております。

今後、地域の方々の参画により検討委員会を立ち上げまして、散歩コースの確認、ネーミング、パンフレット作成などを進め、森林の癒し効果を体験できる飛騨市を大いにＰＲしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

〔副市長　小倉孝文　着席〕

○１１番（野村勝憲）

残念ながら、この２年間ほとんど調査もされていないというのがわかりました。私はなぜ、これを強調するのかと言いますと、数河の方から頂いたラグビー合宿の資料が手元にあります。それによりますと、平成５年の１４９チーム、２万３，３１５人をピークに合宿に来られるチームはどんどん減っております。平成２７年は６３チーム、６，０００人を切りました。そして同様に流葉地区もスキー客の減少などで民宿の事業は厳しい状況にあります。

それで、洞口議員と一緒に鳥取県の智頭町へ行ってもらってきた「セラピーロード民泊のすすめ」というパンフレットです。これはファミリー層を狙ってターゲットにして森林セラピーを活用したまちづくりを進めていらっしゃいます。徐々に成果が上がってきております。そして私は、５月３０日に信濃町を訪問し役場の紹介で野尻湖周辺の１時間コースを体験してきました。信濃町は全国で一番早くセラピーの認定を受け、関東エリアを的に絞って企業や大学、その研修や合宿の誘致に積極的に取り組んでいます。

びっくりしたのは、今現在、企業が１００社くらい連携してやっているということなんです。したがって私はこの際、費用が掛かるとおっしゃいましたけども、認定料金は３００万円で済むんです。その気になればいいんです。そしてこれから１月が締め切りです。その辺調べてもらって、なんとかクリアしてもらいたい。というのは、なぜそれを強調するかというと、私どもの会社に、飛騨市に愛知県を中心に東海地区の資本が入った会社が２社あります。その１社が日本レヂボンさんのノリタケカンパニーリミテッドです。これ親会社。このグループだけでも５，０００人を超えた社員さんがいらっしゃるんですよ。神岡セラミックさん。この親会社は日本特殊陶業さんです。ここには、グループで１万５，０００人の社員さんがいらっしゃるんです。そうしますとこの２社だけで２万人になるわけなんです。社員だけですよ。家族を入れたら３倍４倍になるんです。こういったところの、研修センター、合宿、あるいは本社は名古屋にありますから名古屋の大学にアタックするというそういうことで、例えば森林学の大学部門と提携するとかそういうことをやって欲しいです。実は、この「観光文化」、信濃町でもらったものです。この観光文化を読ませていただきましたら、癒しの森、長野県の信濃町が紹介されております。その中で、ここなんですが、４、医療体制の充実ということで森林セラピー事業による癒しのまちとして知名度が向上して地域医療を志す医師が町立の病院、これは信越病院ですけれども、こちらに積極的に赴任してきていらっしゃるということが書いてあります。

要するに事業実施前は医師の数、定数は７名なんですが、それまでは４名だったらしいです。しかし、現在は倍の８名の常勤医師が勤めていらっしゃいます。それで私、不安だったんで、資料は少し前のものだったので、実は早速、信濃町の信越病院へ電話してみました。そうしましたら、現在は常勤の医師が８名、プラス非常勤の医師が２名この１０名でやっておられるということです。私が申し上げているのは、神岡病院の医師不足というのは長年の課題になっているんです。今現在、確か１人増えて５名体制になりましたかね。常勤は。しかし、なかなか解決できない。すなわち癒しの里、環境のイメージを良くすればお医者さんだって来てくれるんです。そういう意味で、もう１回考えてもらえませんか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

森林セラピー基地のお話でございます。私も森林セラピー基地の認定ができれば大変いいと思っておりますが、これ条件をいろいろ見てみますと、金の問題ではないんです。

むしろ、医療機関の存在であったり、現地調査等、有資格者の常駐であったりという部分のハードルの高さ。私、むしろ、別にこの飛騨市版森林セラピー基地というお話がありましたが、この制度に必ずしも乗らなくてもこうしたコースのＰＲはできるのではないかと、今回の野村議員の質問に合わせて議論をいたしましたときにしておりまして、

そういった形の中で他にもそういったコースございます。いろんなコースを癒しの森というようなテーマの中でやっていくことがむしろ大事なのではないかなということを感じております。逆に飛騨市版といって売り出していった方が、意欲と言いますか特徴が出るのではないかというような思いも持っております。医師への波及効果等々ももちろんいろんな条件はあるかと思いますが、そういった効果も期待できる部分があるかもしれません。そういったことも含めまして、むしろ飛騨市独自の取り組みを進めてみたいなという考えを持っておるところでございます。

○１１番（野村勝憲）

私は、それもいいと思いますけども折角、先ほど森村グループの企業が進出してこられたわけですから、森村グループと言うのは先ほど申した２社の他にＴＯＴＯさん、あるいは日本ガイシさん。これ合わせますと年間１兆５，０００億円を超えるグループ会社なんですよ。今、空港産業に大変、力を入れてみえます。そういう企業と連携をとるには、まず、企業誘致というのは難しいんです。したがってそういう研修所、社員の研修所にあててもらって、そしてなんとか交流人口を増やしてイメージアップしていくという作戦を取らないと。

要するに私は、地域づくりまちづくりというのは、戦略がないとだめだと思うんです。いわゆる、ブランドデザインを描いて進まないとなかなかまちづくり協議会を立ち上げても、今日のような状況であります。これ以上、質問してもなかなかいい回答が得られませんので、時間も押し迫ってまいりましたので最後の質問をさせていただきます。

ご当地キャラクターの制作についてでございます。

飛騨市をＰＲするキャラクター、いわゆるゆるキャラがあってもいいのではないか。

実は４月に、飛騨市を視察された名古屋米国領事館のスティーブン首席領事を古川駅で出迎えたときに、周囲を見渡して「ノムラさん、ここのゆるキャラはないんですか」と。変な顔をして言われました。「残念ながら、公式なものはありません」と答えたら、不思議そうな顔で「ないのですか」と言われたのが大変印象的に残っているんです。

皆さんご存知のように、全国的には「ゆるキャラ」、あるいは「ご当地ヒーロー」といった地方版のキャラクターが多くあり、中でも有名なのは「くまモン」「ふなっしー」の経済効果は抜群で、新たなビジネスモデルとして評価されてきております。

最近、「くまモン」は熊本地震の被災地支援として避難所に訪れたり、５月１７日にはサプライズで東京・銀座熊本館で地震の支援に対する感謝の気持ちを伝えるなど「癒しのＰＲキャラクター」しても活躍しています。

一方、岐阜県内では県の「ミナモ」。皆さんご承知のとおりです。あるいは下呂市の「はなミュー」をはじめ数多くあります。これ、皆さんご存知ですか。これは、中日新聞さんに了解をとってお見せしております。実は、地元のキャラクターの総選挙を現在、６月３０日までやっておるんです。ここにも書いてありますけども、県内からは各務原市、下呂市、それから美濃市・神戸町・七宗町・輪之内町が参加しております。

飛騨市は合併して１３年経ちますが、しかし残念ながら数河産廃問題とか裁判の問題とかまだ他にある議員の問題とか、非常にイメージをダウンさせているわけです。したがってこれからイメージアップをどうやって図るかということは、要するに飛騨市民と一緒になって、一体感のあるまちづくりを加速させるためにも飛騨市公認の「ご当地キャラクター」を制作して、先頭に立ってＰＲしてもらうということを考えておりますが、いかがでしょうか残念ながら現在、神岡町のレールマウンテンバイク以外は、ほとんどの施設で利用者が減っております。

例えば、そういうキャラクターを作って、「古川まつり会館」とかの施設の前で客様をお迎えして親近感を作るというようなこと。いろんな形でＰＲの場面がありますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

ご当地キャラクターの制作についてのお尋ねがございました。

「ひこにゃん」、「くまモン」ということで、一大ブームでございまして、去年の「ゆるキャラグランプリ」には、全国で史上最多の１，７２７体がエントリーというようなことであったそうでございます。このご当地キャラクターの存在意義というのは、これは議員のご指摘のとおり、私は一体感のあるまちづくりのシンボルであるというところにあると考えております。様々な場で使用されることによって、市民に愛されるキャラクターになるという形で定着していくことが非常に重要ではないか。逆にいろんな動きを見ておりますと、これが地域おこしの起爆剤になるということではむしろなくて、やはり議員が言われるようなまちづくりのシンボルではないかなということを思っております。

いろいろ調べてみますと、合併前の旧４町村で、いろいろなゆるキャラがございました。キャラクターがございました。例えば、河合村、旧河合村ですが、雪ダルマをモチーフにした「雪ん子」と、河ふぐ料理にちなんだ「ナマズ君」、それから、天生地区に由来する「止利仏師」といったものがあったようでございます。また、宮川村には「飛騨まんが王国」の宣伝も含めました「ダイコン君」、これは万波大根になりますね。それから、神岡には、清流を印象づける「チンカブ」というものがあったということでございます。

また、今、神岡町の金毘羅当番会製作のダルマとペンギンをモチーフとした「飛騨のこんぺいくん」というものがございますし、獅子舞をモチーフに民間の女性が手作りされた「まつりん」というものもあるというようなことでございます。しかも着ぐるみにつきましては、河合町の「雪ん子」、「止利仏師」は残っておるということも伺っておるわけでございます。

私は、こうした「伝説のご当地キャラクター」といいますか、そういったものを復活させるというのは、これは１つ大きな物語になるのではないかと。いまや全国で１，７２７もありますと、同じものを追随していっても差別化が図れないわけでありまして、そうした忘れ去られた伝説のご当地キャラクターが復活する。再登板してくるというのも１つの他にないストーリーになるのではないかなということも思っておりまして、そういったことも今回検討してみたいなと思っております。合わせて新しいキャラクター、これも先ほどの市民の気持ちを一体化するという意味においては価値があることだと思っておりますので、デザイン、コンセプトづくりへそこから市民参加を求めると、そうしたプロセスも含めて良い方法をこれから考えていきたいというふうに思っております。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○１１番（野村勝憲）

非常に前向きな答弁ありがとうございます。

実は、私がなぜこれに固執するかと言いますと、先ほど市長からもでました、「まつりん」これです。去年の５月３日に高岡市へ出掛けまして、ここで確か７チームが来ていたと思いますけども、獅子大競演会がありました。古川からは神楽台の獅子舞と、それから先ほど申された古川町の山口さんが制作されたゆるキャラ「まつりん」と一緒に参加させていただきました。私は、マイクを持ってパンフレットを配ったりして、ＰＲしてきたんですけども、子供たちは「まつりん」が動くたびに追っかけているんです。やはり、心から癒されるという場面を見ました。そういうことで、ぜひとも飛騨市にも公式のご当地キャラクターを作って、１日も早く、先ほど市長も言われた、一枚岩の心を出して行こうと願っております。

ところで、市長でもどなたでもいいんですが、今、３つの提案をしました。この事業を具現化するために初期投資はだいたいどのくらい必要だと思いますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、ここで今、概算をぱっと申し上げられませんが、ふるさと祭街道はやり方によると思うんです。例えばシンポジウム、多分これは啓発系、ＰＲ系ですからポスターそれから商品造成、パンフレット、合わせてシンポジウム的なものを開催するということになってこようかと思います。恐らく、直感でありますけども、安くて２、３００万円、多ければ２、３００万円から５００万円が通常の線かなと。大きく打って出ると１，０００万円までの間かなと直感としてはございますが、これは中身によりますのでなんとも申し上げられません。

森林セラピーは、これ先ほどの登録をするかどうかということですが、登録そのものは先ほど言いましたように他のハードルがございますから難しいとして、別途のルートを組むとするとパンフレットを作ったり、看板をそこの場に設置したりということにな

りますので、そうした形の中で範囲を決めていくのかなということでございます。これも看板代がわりと掛かると思いますが、パンフレット等々は意外と掛からないのではないかというイメージを持っております。

ご当地キャラクターでありますが、デザインすることそのものはそんなに大きな金額は掛かりません。ゆるキャラは大体１体５０万円としたものでございまして、私も過去、自分のまちづくり活動の中でトライしようと思って調べたことがございますので、そのくらいの相場観だという感じを持っております。ただ、１体だけだとなかなか難しいんです。したがって、複数体持つという可能性があります。これもそのやり方によりますが、数百万円のレベルで納まってくるのではないかということを思っております。

全体の事業費として考えたときに、飛騨市の財政を大きく圧迫するというような金額ではないという認識を持っております。問題はそこにかけるマンパワーとどういう体制でやるかということ、それからどういうステップでやるかという、まさしく議員おっしゃるような戦略ではないかと思っておりますので、順次、いろんな全体の観光振興あるいは地域づくりの計画の中で進めてまいりたいと思っております。

○１１番（野村勝憲）

どうもありがとうございました。私のイメージですけども、今回大きなコンサルに多額の金額が出ておりますけども、恐らくこの３つをやっても、認定料を含めても１０分の１で済むんじゃないかと感じております。

それでは、もう少し時間がありますのでこれで終わろうかと思ったんですが、折角なんで、５月３０日、３１日と長野に行ってまいりました。大変参考になったことを１・２・３ご紹介いたします。

１つは長野商工会議所を訪問したときですが、昨年、北陸新幹線が延伸したことにより、広域連携を進めていらっしゃるんです。長野市の商工会議所と高岡とやってみえるんです。それで、去年の７月と１１月にこの会議所同士で懇談会をされて、結果、長野市は北陸からのお客さんが随分増えております。それと、これぜひとも企画や観光担当部長は参考にしていただきたいんですけれども、これ長野市長と面談したときに、確か副市長だったと思いますけれどもこれをいただきました。私は何をびっくりしたかと言いますと、表紙に「新１，２００万人観光交流推進プラン」というのを作ってみえるんです。これ、レギュラーで年間１，２００万人を目標にしていると。ご存知のように、昨年は御開帳、要するに善光寺の御開帳がありました。ここだけでも御開帳は、１ケ月と５２日くらいやっているのかな。それで、７００万人来ています。経済波及効果は１，０００万円を越えているということです。ただそれだけではダメなんだと、７年に１度なんで、なんとか通年で１，２００万人へ持ってこようということをきちっと戦略を立ててやってらっしゃるわけです。そういうことを商工会議所、コンベンションビューローが一体となって誘客活動をされているということです。

そういうことで、コンサルに頼むのもいいんですけども、これからはコンサルではな

くて、いろんな自治体と情報交換しながら、出掛けて行って、お金は掛かりません。そうして手作りの、まちづくりを作っていただきたいということを願いまして私の質問を終わります。

〔１１番　野村勝憲　着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、発言者氏名取り換えのため暫時休憩といたします。

（　休憩　午前１０時４７分　　再開　午前１０時４７分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に３番、澤史朗君。

〔３番　澤史朗　登壇〕

○３番（澤史朗）

ただ今議長よりお許しを受けましたので質問させていただきます。大きく２点お聞きしたいと思っております。

まず１点目は、飛騨市の学校経営の現状と５年後、１０年後を見据えた方針についてお伺いいたします。

平成の大合併により誕生した飛騨市でございますけども、人口減は歯止めを知らず合併当初より約５，０００人の人口減となっている。特に宮川町、河合町の過疎化が心配されております。その中でも小学校の児童数が著しく減少しており、複式学級で授業を行っているのが現状です。

飛騨市内の児童生徒数推移表を見せていただきましたが、それはあくまでも現在そこに住所を置いている家庭の児童生徒の数であり、この数が保障されるとは限りません。実際に子を持つ世帯が宮川、河合から古川町内で住宅を新築し、住所を移すことでこの児童数の減少に拍車をかけているような気がします。

土地開発公社の鮎ノ瀬団地は過疎化対策として事業が始められたようですが、高山市からの移住者もございます。言い過ぎかもしれませんが、一部の地域の過疎化を促進したようにも思われます。居住･移転の自由は憲法で保障されておりこれを制限することはできませんが、何か方法を考えないと一部地域においては過疎化の一途をたどるばかりでないでしょうか。また、道路網の整備により、移動が容易になったことや同じ市内での移転だということが安心感を持たせているのかもしれません。

そこで、一つの提案として、現在の校区を緩やかに捉え、飛騨市内の小学校へ自由に登校できる制度を創設することはできないでしょうか。これは学校側も大変だと思いま

す。今まで校区に守られてきた児童数が読めなくなります。校区制とは関係なく実際に転校する児童も毎年いるわけですけれども、それより学校が独自性を出して、学校が営業努力、経営努力をしなければならなくなるかもしれません。

実際に指定管理者が運営している保育園では、入園前に説明会を行っているようで、住所地によって通園先が決まっているわけではありません。そこで生かされるのが現在行われております「特色ある教育・ふるさと教育」の紹介であると考えます。

宮川小学校ではナチュール宮川での宿泊体験、河合小学校では地歌舞伎の伝承と体験など、また神岡小学校や山之村小学校ではレールマウンテンバイクの試乗など、その地域でしかできないふるさと教育が実践され、地域の方々と一緒に体験し、一人一人が必要とされていることを実感し、ふるさとを愛したくましく育っているかと思います。

しかし、学校にとってはこのふるさと教育だけで魅力を感じさせるには十分ではなく、本来の学習指導こそが子と親をひきつける重要な要素であると考えます。小規模校では複式で授業が行われておりますが、複式であっても１クラス１６人以下であり、特に宮川小学校では現在１クラス５、６人で、目の行き届いたひとりひとりに合った授業が展開できる利点があるかと思います。まさしく少人数学級の利点を最大限に活かし、その成果を広く周知することが大切だと考えます。

さらには、現在小学校５、６年生で行われている外国語活動としての英語ですが、オリンピックイヤーの２０２０年には小学３年生から必修になり、５、６年生では教科化される予定です。教科化されるということは教科書があってテストが行われ、成績がつくということです。

全国には前倒しで２０１８年から段階的に実施される学校もあるようですが、一つの例として小規模校である宮川小学校をモデル校として来年度からでも実施することはできないものでしょうか。

「英語専科の教員がいない」「まずは日本語から」ということもあるかもしれませんが、大人が考えるほど子どもには外国語に対しての抵抗はありません。ＡＬＴの先生方もいらっしゃいます。現行のＡＬＴの先生方との契約では難しい部分があるかもしれませんが、実際に教科化される前に彼らの自由な発想を取り入れ、彼らの活躍の場を広げてやることはできないものでしょうか。外国語、英語への抵抗感を与えないことが大切で、低学年ほど抵抗感はないので、例えば「宮川小では１年生から英語に触れられる」くらいをうたい文句に取り組んでみてはいかがなものでしょうか。

実際に、教育長が校長をしておられた平成２１年、２２年の２年間、神岡小学校では文部科学省の研究校の指定を受け、「小学校低学年から外国語活動を実践し、自己解放された児童の姿が共に高まり合おうとする学習集団として全ての事業の充実につながっている。」という実際に受けられた感想を語っておられた資料を拝見しました。

これら一連のことを実践することで、小規模校に通わせたいと思う親が増えるかもしれません。均一化の図られてきた学校教育と考えますが、特化した教育を実践すること

で市外からも注目を浴びることができれば、子育て期間だけでも小規模校のある地区に移り住んだり、まだまだ元気な年配の方のお宅が里親として、一定の期間子どもを預かってもらうことも可能かもしれません。

少子高齢化熟成社会の現在、子育てから介護まで手厚く様々な事業や政策が施されていますが、大切なのは将来を担う子どもたちとその親がこれを当たり前とは思わず、ありがたく受け止めそれを引き継いでいくことだと感じております。

１４年後の平成４２年には、１８歳人口が１００万人を切ると予想されています。これは第二次ベビーブームの平成４年の半数以下となります。人口が多いときはそれぞれが専門分野をこなしていけば日本の政治経済が保たれていたのですが、人口が少なくなると、１人が２役くらい担わなければ今の状態が保てなくなるかと思います。それには子どもの時からの人材育成を始めなければならないと考えます。地域と学校、行政が同じ方向を向いて考えていきたいものです。そこで、次の５点を質問させていただきます。

まず、１つ目、児童数減による宮川小学校の存続はどうなるのか。

平成３４年には児童数が１０人と予想されており、中学校が統合されたように、河合小学校とともに古川西小学校に統合されるのではないかと懸念している。地域から学校がなくなるということは、地域そのものがなくなるに等しいと考えております。

２つ目、複式学級による教員数減で学校経営に支障はないでしょうか。

河合小学校、宮川小学校、山之村小学校も同じですが、複式学級で授業が行われております。その学級数に割り当てられた教員数で実際のところ経営をされている。教員の数が減らされております。それに伴い非常勤講師で複式学級支援をしているようですが、担任が出張等で不在の場合、代わりに授業を受け持つことができるのでしょうか。

３つ目、特色あるふるさと教育の独自性の推進とは具体的に。

今回の議会、初日の市長の説明の中に、独自性のふるさと教育の推進という言葉がございました。現在、各学校で行われている特色ある教育の見直しをする時期に来ているのではないでしょうか。地域の特性を生かしたふるさと教育を実践している学校が多いわけですが、古川小、古川中学校では特に地域性が見られないような気もしています。年中行事として消化型事業になっていないか。また、ケーブルテレビ等で各学校のふるさと教育の実施状況を放送してはどうでしょうか。今回も肉付け予算でこのことが取り上げられておりますが、学校独自で見直しをしていくのか。その辺をお伺いいたします。

４つ目、小学校の校区制を緩和し、希望する小学校に登校できないか。

小規模校への通学を可能にする。小規模校から大規模校への通学も可能になるわけですが、その辺のバランスを上手くとることができないでしょうか。現行法上は無理かもしれませんが、何か大きなアクションを起さなければ時が経つのを待ち、そのときの県や国の方針に従うことになりかねません。

そして５つ目、２０２０年に小学校５、６年生で教科化される英語に対してどのような準備をしていらっしゃるのでしょうか。

全国には２０１８年から段階的に実施される学校もあるようですが、県や市の考えは。小規模校での前倒し実施を検討することはできないでしょうか。ますますグローバル化が進む現代社会において外国語に抵抗を失くし、コミュニケーション能力を養うことが必要かと考えます。今は、誰かしゃべれる人がいればいいと考えていますが、今の小学生が社会に出るころには、最低限の語学力が必要になってくると思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、宮川小学校の存続についてお答えしたいと思います。小学校は地域においてはコミュニティ形成の核であると同時に文化拠点でもあり、加えて、住民の心のよりどころでもあると認識しております。その小学校が地域からなくなるということは、コミュニティの維持に甚大な影響があると考えております。

また、地域の小学校に通学する子供たちは、地域住民の皆さんからの温かい眼差しに見守られながら成長していきます。また、発達段階を考えても地域性が児童に及ぼす影響は、極めて大きいものがあり、教育的な側面から小学校があるというのは不可欠なものと考えております。

私はこうした考え方から、地域から統合を望む声が上がらない限り、児童数が激減したからという理由で、市の方から統廃合を提案することはしないというのが私の考えであり、宮川小学校についても引き続き維持をしていくという所存でございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔教育長　山本幸一　登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、「市の学校経営の現状と５年後、１０年後を見据えた方針について」２つ目から５つ目のご質問について、市長の答弁「地域から統合を望む声があがらない限り、市が統廃合を提案することはない」を小規模校すべてに共通することとしての大前提に立ってお答えいたします。

まずご質問の２点目、「複式学級による教員数減での学校経営への支障について」ですが、非常勤講師は年間の契約時数や教科が決まっておりまして、年休の取得や出張した担任の授業を担当することは原則としてできませんので、その場合は、教頭が補充者として授業を担当しています。場合によっては自習ということもありますが、必ず他の教員が学習状況の見届けを行うなど、しっかりと配慮に努めています。また、事前に複数の教員の出張が予想される場合は、校長がその出張を認めないこともあります。

そこで、学校経営上の支障として心配される最も大きなことは、確かな学力の定着ですが、複式学級設置校での教員数減による影響は全くないと断言します。

創立以来、３０年あまり複式学級で歩んできた山之村小学校を例として取り上げますが、本年度は、小１と小２で１学級、小４と小５で１学級と、２つの複式学級で全児童８名が学んでいます。

ご承知のように、４５分間の中で１つの教室で１人の教師が教科により２学年の授業を担当することにおきまして、自分の考えや意見を確実にもつ「一人学びの時間」、切り返したり揺さぶったりしながら深い考えに至らせる「仲間学びの時間」など、創意工夫した授業により児童は確実に力をつけています。中学校では教師と生徒の一対一の授業であっても、授業形態は同じです。

最新の学力調査としての１月に実施された「市の学力標準テスト」において、どの児童も前年度より大きな伸びが見られ、国語・算数ともに全国及び市の平均点を上回りました。複式だからこそつけることのできた力として認識しています。

なお、本年度１０月には「個に徹する教育」のあり方を飛騨市の教師のすべてが学ぶ場として「市指定学力向上推進事業公表会」を山之村小中学校で開催する予定にありますが、小規模校の実践が発信される機会として大きな期待をしています。

３点目の特色あるふるさと教育の独自性の推進についてお答えいたします。教育としてふるさと意識の育成は、「単に豊かな自然がある」「貴重な文化としての伝統芸能がある」「歴史的文化財がある」だけでは育むことができません。それぞれの地域に、そして飛騨市に存在するものの価値を教師や大人が教え、実際に関わることが必要です。

特に、人との関わりは重要で、その自然・文化・産業を守るために頑なに努力している大人の生き方を学ぶことが、自分が地域に生きている実感をもつことにつながり、これが「ふるさとを思い、ふるさとを考える意識」となるのではなでしょうか。

昨日の中村議員のご質問にも関わりますが、市外に出ている若者が祭になると帰ってくるのは、その若者が祭のよさと、祭を頑なに守り抜こうと努力している大人の生き方に共感しているからだと私は思います。

以上を基本的な考えとして、ご質問の「ふるさと教育の独自性の推進」ということですが、率直に申し上げ、枠にはめての教育委員会主導型では、教師もやらされ感をもち、子供の指導にも大きく影響します。よって、学校としての提案型、すなわち独自性を大切にしたいという方針は変わりません。

ただし、議員ご指摘のように、「地域性に乏しい学校がある」ということですが、これは重要なことで、各学校の教職員がどれだけ地域環境としての教育資源を理解しているかどうかによって「何を取り上げて～どのように・・・」という取り組ませ方に大きな違いが生じてきます。

今後も継続して取り組む価値のあるもの、改革の必要性のあるもの、さらには新たに取り組む必要性のあるものなど、「我が校の児童生徒にとって、今、このことこそ」と

いう活動内容を取り上げ、実践に結びつけられるよう、校長会・教頭会を通しての意図的な指導を行いますとともに見届けを確実に行います。

また、「ケーブルテレビ等での市民へのＰＲ」というご指摘については、その他の媒体の利用も含めて、ふるさと教育の実際、あるいはその必要性を発信することに努めていく所存です。

続いて４点目、校区制を緩和し、希望する小学校への登校についてです。

率直に申し上げ、校区制を緩和して自由選択とした場合、逆に小規模校の児童数が減るという可能性も出てきます。また、何よりも同級生や仲間とのつながりなど、子供たちの地域における人間関係にも歪みが生じるなどの問題が出てくるのではないかと予想されます。

また、子どもたちの自尊感情や思いやり、優しさは地域の人たちとの豊かな関わり合いを通して育まれるものです。「子どもは学校で学び、地域で育つ」と言われる所以ですが、特に、小学生段階は、自分が生まれた地域の学校に入学し、地域の人たちの温かい眼差しに見守られながら成長することの意味は極めて大きく、私はそこに人間形成の根幹があると認識しています。よって都市部と比較し、地域の教育力が強く残っている現在の飛騨市であるからこそ、学区制の緩和はそぐわないと考えます。

なお、法令上では、学校教育法施行令第５条第２項に、長いので簡潔に申し上げますが、「市町村の教育委員会は、市町村内に小学校及び中学校が２校以上である場合、就学予定者が就学すべき小学校及び中学校を指定する」とされていて、それを受けて、飛騨市学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を定める規則第１０号に、各小学校や中学校に通う区域を定めています。

ただし、この中で、特別な事情から申請によって区域外就学が可能になる場合が６項目ありますので、紹介いたします。

１つ目は、特別支援学級に入級させる場合。２つ目は、中学校３年又は小学校６年に在学中で住所変更した場合。３つ目は、学期末で住所を変更し、その学期の終了するまでの場合。４つ目は、近い将来住所が確定し、現在仮住居中の場合。５つ目は、身体の故障により、指定された学校へ通学しがたい場合。６つ目は、その他、教育委員会が特に必要と認めた場合。の６つです。

最後、５点目の２０２０年に小学校５・６年で教科化される英語の準備についてお答えいたします。

現在、飛騨市では、議員からのお話がありましたように、平成２１年度の神岡小学校における「文部科学省指定：外国語活動における教材の効果的な活用及び評価のあり方等に関する実践的な研究」の実践結果を基にしながら、小学校においてもＡＬＴを活用するなど、外国語活動を通して言語や文化についての体験的理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、全小学校が単位時間の基本的な指導過程を工夫しながら授業を行っています。

また、飛騨市教育研究所では、教員の指導力の向上を図るために小学校と中学校の合同研究部会を開き、小学校外国語担当教師と中学校英語科担当教師が、系統をふまえながら指導のあり方を互いに学び合う研修機会をつくっています。

県内の英語科の実情を申し上げますと、先行実施しているのは特例区として認可された岐阜市と西濃の２校の小学校ですが、教科化により「読む」「書く」の２領域の指導が入り、まだまだ手探り的な状態であることから「児童の英語嫌いが出るのではないか」あるいは「評価をどのようにしていくか」など、課題を抱えながらの実施と聞いています。

いずれにしましても、教科としての英語において必要不可欠なことは教師の指導力です。県では、今年度の教員採用試験から小学校での英語専門教員を特別枠として採用していくことを決定し、現小学校外国語活動から、その充実に力を入れると発表しています。

飛騨市におきましても、２０２０年の教科化を見据えて今後の教員人事構想を明確にもち、先行実施校の現状や県の動向を注視しながら指導方法の習得や評価のあり方等の準備が粛々と進められるよう、学校への指導・支援に努めていく所存です。

なお、先行実施するかしないか、するとしたらどこの学校がよいのか、学校の実情・今後の人事の展望など総合的に考えながら、この件については検討ということでご理解いただきたいと思います。以上、答弁を終わります。

〔教育長　山本幸一　着席〕

○３番（澤史朗）

ただ今、市長からは学校の統廃合について、しっかりと聞かせていただきました。安心をいたしました。また、教育長からは現状の飛騨市の学校経営の状態を詳しく聞かせていただき、それも非常にありがたく思っております。

１点だけ、確認のためにちょっとお聞きしたいことがございます。

特色あるふるさと教育の独自性、いわゆる見直しの件です。先ほど、教育委員会主導ではなく、各学校でしっかり見直してやっていくと。その中で、教育委員会としては意図的な指導もあるようにお伺いしましたけども、実際、現況の学校として先ほど小規模校での教員数に触れましたけども、小規模校、大規模校に関わらず現状、結構、手いっぱいの状態で教員の方々が仕事をされていると思います。そのうえ、今ふるさと教育を見直すという段階になってきた場合に、現在の教員数で実際に足りていくのか。実際の実務として現場での教育指導というばかりではなく、他の事務的な作業も多いように教員の方々から聞いております。

見直しをしていくことになると、さらに時間がそこでとられていくというふうな形になってくるかと思いますが、現状ではこれ以上教員の方は増やせないというふうになっているだろうし、また、支援員の方もいらっしゃいますが、その支援員の方がどの程度までそれに加わることができるのかということ。

支援員は支援員としての仕事がありますので、それを超えての仕事ができないということも聞いておりますが、そういった場合に市単独でそれを補助的に補っていただけるような方々、ここ２、３年で教員の退職者がピークを迎えると聞いております。

いわゆる再任用ではございませんけども、そういた方々の採用とか考えることはできないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

大変ありがたいご指摘かと思います。先ほど私、答弁の中で人との関わりは重要ということをお話させていただきましたけども、やはり学校だけの組織では大変無理があります。ということでこれから特に地域のボランティアの方々とか、そういう地域人材をもっともっと学校の中に入っていただいて、学校としては活用してそのふるさと教育を推進していくということを推し進めなければいけないということを考えております。

○３番（澤史朗）

今お答えいただいたように、地域の方々と協力しながらふるさと教育を進めていくということは非常に大切かと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の入園・入学祝金と奨学金についてお伺いいたします。平成２７年度から子育て家庭の支援として開始された入園・入学祝金制度ですが、保育園入園時、小学校入学時、そして中学校入学時とそれぞれ１０万円の支給となっております。各学年２００人を想定して合計６，０００万円の予算が計上されております。

なお、その他に中学生までは児童手当が支給され、医療費の無料化が国や県の政策、そして市単独事業として充実しており、以前と比較すると子育て家庭にとってはきめ細かい、本当にありがたい環境にあると考えております。

しかし、この祝金などの社会保障費には財源が必要であり、現在アベノミクス効果が十分には地方には届いていません。また、先週末イギリスのＥＵ離脱ということで世界経済の先行きも不透明になっております。下請け中小企業の多い飛騨市でもなんらかの形で影響がでてくるものと思われます。子育て支援や高齢者給付金などの社会保障は財源がなくなれば続けることはできなくなります。もらった者が得をするという一時金、今後、この財源が確保できるのか心配です。またこの給付金が市内の経済活性化に一役かっているかもしれませんが、使用目的の制限はありません。

５月の総務常任委員会所轄事業調査において説明があり、全体で検討していくということでしたが、見直すのならしっかりとした方向性を示し、早めに市民に知らせる必要があると考えます。その後、その方向性は出たのでしょうか。

実際に子供にかかる費用が多くなるのが高校入学時からです。教科書や制服、修学旅行費用のほかに通学費用を含めると公立の場合でも年間約４０万円かかってきます。

しかし、支援制度があるのは義務教育までで、確かに平成２２年から平成２５年まで

公立高校授業料無償化制度が実施され、平成２６年からは高等学校等就学支援金制度となり所得によって、私立であっても支援が受けられる制度がありますが、あくまでも授業料の一部にすぎません。また、医療費も高校生からは必要になります。飛騨市では、中学校卒業生のほぼ１００％が高校へ進学します。さらには、高校卒業後、大学や短大、専門学校に進学する生徒は全国でみますと、全国の１８歳人口の約８０％にまでなりました。飛騨市でも例外ではありません。子育て世代の家計を圧迫するのは高校入学以降だと考えます。

今、政府でも大学生に対する給付型奨学金制度が取上げられようとしていますが、飛騨市でも飛騨市育英基金があり、卒業後地元就職し、市内に居住しているものに対し、奨学金の償還額の２分の１以内の額を補助金として交付する制度がありましたが、昨年の行政改革でその補助金額が３分の１となりました。実際に、平成２７年度新規貸付者は、前年度に比べ２０人減の１４人であり、毎年約３０人の新規貸付者がいたのが半減しています。この制度が変わり、魅力がなくなったのが原因であるかもしれません。このときの見直し理由は、育英基金を借りた者だけが対象となり、その補助金額が個人に対してあまりにも高額になり、不公平感を生じるということでした。その代わりに定住就職者奨励金の金額が増額しています。これはあくまでも一時金です。２分の１補助の年に貸付を受けた者が償還期にいきなりその３分の１、つまり、貸付金額の６分の１しか補助のないことに気がつき驚かせるのです。

所管事業調査時に貸付年の契約に基づき補助をするという話でしたが、ここでもう一度確認させていただきたいと思います。確かに大学進学や就職は個人の裁量によるところが大きいわけですが、少子化による人口減少、特に若者の人口流失に歯止めをかけるためにも継続的に実施できる補助制度を再考していただきたいと考えます。基金の残高も平成１６年の合併当初、約２億５，０００万円であったのが、基金の繰り入れもあり平成２２年度末で約３億５，０００万円となっています。以上のことから次の２点についてお伺いいたします。

まず１つ目、入園・入学祝金について今後の方向性はでましたか。２つ目、飛騨市育英基金奨学金について今後の方針をお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

入園・入学祝金の今後の方向性について答えさせていただきます。入園入学金についてですが、この３月の議会の際に前川議員のご質問をいただきまして、その際に金銭での給付がよいのか、あるいは入園入学時に必要な物品の提供という形がいいのか、そもそも子育て世代の負担軽減という観点から現在の制度でいいのかどうか検討したいというふうにお答えしたところです。

私自身は、この事業につきまして飲食にも使える自由度の高い祝金という形で、毎年６，０００万円もの、市の単独予算、つまり国の補助等がないということですが、この単独予算を投入することが果たして妥当なものかどうか。疑問なしとはしないと思っております。

むしろ進級進学にあたって必要となる制服やカバン、学用品といった若い子育て世代にとって負担となる費用を軽減する形の方が喜ばれるのではないかというような思いも持っておるわけです。

こうした考え方から、この夏に保護者の方々にアンケートをとってみたいと考えておりまして、その中では「祝い金が必要ですか」ということではなくて、保護者の方々が子供さんを保育園、あるいは小中学校、高等学校へ入園・入学させるにあたって何が負担になっているのか。あるいは議員ご指摘のように、高校では負担が非常に大きくなるわけでありまして、そういった中で一体、何が必要なのかということを伺ってみたい、調査してみたい、このように考えております。それをふまえまして、祝金の今後のあり方については年内を目途に方針を取りまとめたいと考えておるところです。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　清水貢　登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

２点目の飛騨市育英基金奨学金の今後の取扱い方針についてをお答えいたします。

飛騨市育英基金奨学金制度は、旧紺田育英奨学基金や旧嶋人材奨励基金、旧中澤育英等基金など四町からの育英基金制度を引き継ぎ、それらの基金を原資として平成１６年度から平成２７年度までに延べ３４４人に育英奨学資金の貸付けを行っています。

また、飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金制度は、定住促進及び地元就職による地域活性化を目的に平成１８年度から制度を廃止した平成２６年度までに延べ７４人に対し、２６年度までの交付累計額で３，１７０万円余りを補助してまいりました。

昨年、市ではこの補助金を廃止したことに併せた経過措置として補助金交付の上限額を３０万円と設定しましたが、平成２６年度までに償還を始めた貸付生が受ける補助金総額と、平成２７年度から償還を始めた貸付生が受ける補助金総額に著しい差が生ずることから「この上限設定は不平等である」旨の声があり、市民と市長の意見交換会でも複数の同様のご意見がありました。

育英基金貸付生募集時には補助金の対象となる旨の説明をしてきた制度に対し、それを反故にしては信義則に背くことになりますので、昨年設定した補助の上限設定は元に戻して、今回の補正予算でその減額分を含めた３５０万円を計上しております。この地元就職補助金制度は、平成２６年度までで終了しましたが、貸付金の償還に対する補助であるため平成２６年度に１年生で借りた貸付生が償還を終える平成３８年度までは補

助が継続することになります。

一方でこの育英基金の運用においては決して楽な運用をしているわけではなく、毎年３０名の方々に対して貸付けを継続しようとすると基金原資に対して最低でも約１億円の追加の繰り入れをしなければならないと試算しています。

今後の奨学金のあり方については、国で議論が始まっている給付型奨学金制度の議論も注視しつつ、地元就職に対する補助制度や地元への回帰を促す定住促進策、移住促進策は商工施策や企画施策と併せて、幅広い観点から検討してまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長　清水貢　着席〕

○３番（澤史朗）

まず一つ目の市長の答弁ありがとうございます。８月に保護者を対象にしてアンケートをとるということでした。実際にそこで、どういう形でそのアンケートがでてきてそれをどう検討、協議されていくのかということをまた注目して行きたいと思いますし、もし、できうることであればそういった会議にも参加できるようなことをお願いしたいと思います。

また２点目について事務局長より答弁をいただきましたけれども、現在、すでに貸付を終えた者、償還期にある者、そして平成２６年度までに貸付をした者に対してはそれを保障していくということがありましたが、実際に基金の繰入金等でその基金も十分な額ではないというお話もお聞きしました。

その中で、１点だけ、そうすると新規の貸付者というのは減っている状態ですが、現行のままでよい、あまりこれを過去１０年間くらいみると毎年３０人くらいの貸付者がありましたけどもそれが約半減をしている。この状態でよいというお考えで、あとは国の動きを見ながらという考えと捉えてよろしいのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

今年、平成２８年度の新規貸付者は２４人ということで、ほぼ例年の平均ベースの２８人に近づいてきたという現状でございます。こうした社会情勢もありますので、社会情勢等も考えながら今後の制度自体については引き続き検討していきたいと考えております。

○３番（澤史朗）

今、お答えをいただいたようになかなかその飛騨市単独でその基金もありますけども、それを自由にというわけには行かず、全体の国の方針とかそういったことを見据えながらということでお聞きしました。また、奨学金制度があるということをしっかりとＰＲをしていただきたい。ただし、奨学金というのは、もらえるものではなくて返済するものであるということをやっぱり親もしっかり考えていかなければいけないし、奨学金を

受ける子供たちも自分で返済をしていくんだというところまでをしっかり伝わるような形。どうしてももらうことに慣れてしまっている現在、ただではないんだということを。先ほどの入園・入学祝金の制度でもそうですけども、そういったところがしっかりとこの場だけではなくて、市民にもしっかり伝わるようなことをしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

〔３番　澤史朗　着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛德）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後１時といたします。

（　休憩　午前１１時３７分　　再開　午後１時００分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛德）

休憩を解き、会議を再開いたします。１３番、高原邦子君。なお、質問中、説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔１３番　高原邦子　登壇〕

○１３番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問したいと思います。

私は、はじめに飛騨市特定空家等対策条例の適用状況についてを質問いたします。

平成２６年１１月２７日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。日本全国、人口減少が進んで地方には空き家が急増している。飛騨市と同様に日本全国、空き家が急増しており、そういった背景があっての法律の施行だったと思っております。

平成２３年３月２８日施行の飛騨市特定空家等対策条例が５年以上前から存在しております。しかし、この条例が本当に機能しているのかどうか、甚だ疑問な点がありまして今回、質問するものであります。

１番目、制定当時、市内には１２～３か所廃屋など特定空家に該当する建物が存在していたと記憶しております。この条例制定趣旨は、どのような背景からなされ、また必要性があったと市当局は思っていらっしゃるのでしょうか。

２番目、市内の各地域からの要望書に、特定空家に関してはどれくらい提出されているのでしょうか。要望内容はどのようなものなのでしょうか。そして、それに対してどのような回答をしているのかを伺います。

３番目、この条例には罰則はありません。この条例を活かした実例というものはあるのでしょうか。別の言い方をすれば、要望等で出された場所にはどのような対処をしたのか、またしていないのか。もし、していない場合は、何が障害となっているのか、ネ

ックとなっているのかを伺いたいと思います。

４番目、いろいろな自治体の例をみて条例に関して言いますと、行政代執行までもかなうというのが１，７００くらいの公共団体の中で、半分くらいが行政代執行も可能という条例になっております。そして、実際、行政代執行を行ったり、略式代執行を行ったというケースがわずかですけれどもあります。ではこの飛騨市の条例で、行政代執行はできるのか。できないとしたらこのままで良いと考えていらっしゃるのかその点を伺います。

５番目、特定空家指定にはいろいろなケースがあります。例えば、環境的に悪い、流葉の昔のラブホテルのところのことが言われますが、後は危険、道路を通行するのに危険とか、また世間ではよくごみ屋敷の問題が呈されておりますが、不衛生でよくないとか。その他いろいろ公共の福祉に反するようなそういった事例で指定されるかと思います。

その中で、飛騨市にはいろんなところがあるのは承知しておりますが、今回、特に釜崎地区が今年度の要望書に出されたということで、神岡大橋西側の建物について、ここは通学路として利用しております。ですので、特定して質問することをお許しいただきたいなと思います。

通学路として毎日、小中学生、飛騨神岡高校の生徒も利用しておりますけども、どれくらいの人数が通行しているのか。そして、学校ではこの釜崎の道路だけでなくいろんなところに危ないところがありますけども、そういった危ないところに関してどのような安全な登下校のためにどのような指導を行っているのかを伺います。

６番目、では安全上、このまま建物を放置しておいてよいとお考えなのでしょうかということを問いたいと思います。毎年、要望で出されているんですが、できないというか、そういった回答でありまして、そのままになっているということです。

７番目、各地域からの要望書に出されている建物や敷地等は固定資産税が掛かっているところもあればないところもあるかもしれません。その辺のことはわかりませんけども、一応、我々市民や、近所の者は、個人情報のことがありましてわかりません。これが誰の持ち物だとか、正直言って分からないわけなんです。そういった権利関係を把握できる市、行政が本当に地域の声に、困っている。みんなが困っているよというそういう声に真剣に応える時ではないかと私は思っております。その点についていかがでしょうか。

行政代執行のことで、よくいろんな話を聞くんです。要はモラルハザードになってはいけないというようなことを言われたことがありました。すなわち、空き家とかを放置しておいて、市が代りにやってくれてお金も払わんでもいいような、そういう例を作るのはいかがなものか。確かに、そういったことも分からないわけではありませんけども、行政代執行の場合は、一応、管理義務者とかそういう者に対して求償権というか、掛かったものは払っていただくということはできるわけなんですが、抗弁できると私は思っ

ております。しかし、本当、実際は難しいこと。居なくなったりして、いろんなことがあることも聞いては分かっているんですが、いろんなこと分かっているんですが、だからといってそれでいいんでしょうか、ということを今回、特に思いました。何を一番に考えたらいいのか、どうしたらいいのか、その点を市の考えをお伺いしたいと思っています。

そして、私は、８番目に、条例に不備があったりした場合、即、改善することに憚ることなかれと。本当にそう思っている人間です。なんでも気がついたらそれに合うように変えていくということが必要ではないかと思っています。この点についても伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

特定空家等対策条例の適用状況ということでご質問を頂戴しております。

５点目、６点目、７点目以外の点につきまして私のほうから答弁申し上げたいと思います。

まず１点目でございます。現在の条例制定の背景、必要性についてどう認識しているかというこういうご質問であったかと思いますが、先ほど議員もご紹介になりましたが、この条例はもともと平成２３年３月に施行されておりまして、当時は「飛騨市廃屋対策条例」という名称でございました。当時の状況を調べてみますと、全国的に、管理放棄された空き家など、周辺住民に生活安全上の不安を抱かせているものが全国的に散見されるようになり、条例を整備し廃屋の所有者に対し公式に改善を求め関与していける土台をつくろうと、そして、少しでも解決を図っていこうという動きが背景にあったと理解しております。

これを調べてみますと、そのきっかけとなったのが、平成２２年７月に埼玉県所沢市が制定した「所沢市空家等の適正管理に関する条例」であったと言われており、事実、その後、短期間の間に同趣旨の空家対策条例を制定する動きが、全国の自治体に爆発的に広がりまして、飛騨市もその流れの中で条例を制定したものというふうに私はとらえております。

そして、その数は全国で４００以上にも及びまして、現在４０１の自治体が空家対策条例を持っているということでございます。それを受けまして国が対策を検討するようになり、平成２６年１１月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法で制定されまして、昨年、平成２７年２月に施行されました。

飛騨市はそれに合わせまして、条例の名称を「飛騨市特定空家等対策条例」に改正したところです。現在は飛騨市独自の条例と、上位法である特別措置法が並存している状態にある、ということであります。

条例の適用数、どれくらいなのかというこういうお話でございます。区長やＰＴＡからの要望、あるいは近隣住民の電話による依頼を含め、空き家への対処を求める要望は、平成２５年度から平成２７年度で１４件ございます。

対応といたしまして、市と区長との連名で、現状写真を付けて適正管理を文書で依頼するほか、立入り防止策を施すように電話で依頼するといったことが行なわれております。また、所有者に面談し、空き家の今後の意向を確認のうえ、改善等を依頼するケースや、あるいは、他県にいる所有者を区長とともに訪問して適正管理をお願いする、というようなことも実際に行なわれているわけでございます。

３点目ですが、活かされた実例はあるのか、というお話ですが、そもそもこの条例には罰則がございません。基本的には改善や適正管理を求めるもので、行政処分と言いましても氏名の公表に留まるわけであります。

実効的な空き家の撤去等ということは条例に基づいては難しいということなんですが、その中でも、調べたものを見せてもらいますと改善された実例がございまして、先ほど申し上げました１４件のうち、除却、つまり建物を取り除いたという例が２件、一部修繕に至ったものが１件、そしてまた、平成２８年度には、倉庫の外壁補修や天井修繕、あるいは除却を予定するとなったケースがあります。その内の２件の除却例ですが、１件は、市内の所有者の方が話を聞いて除却しましょうと言ってくださったケース、もう１件は、県外の所有者の方を区長さんと市の職員が訪ねまして、何とか除却をお願いしましたら、区に寄附をしようということをおっしゃって、区に寄附をされた後、区のお金で除却されたというケースがございます。

この後者につきましては、実は法律にこうしたことをやる規定がなく、これは条例独自の規定でございますので、条例の特性が活かされたケースであるというふうにとらえています。

４点目なんですが、問題の行政代執行でございます。行政代執行ができるのか、できないとした場合このままで良いのかというお話でございます。

まず、行政代執行の可否についてでございますが、この条例は、市長の措置命令権を認めておりますが、強制力はございません。命令に従わない場合の氏名等の公表を定めているのみでございますので、条例に基づく行政代執行は行えないということでございます。

しかし、昨年２月に施行されました特別措置法においては、市町村長に対し、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令という権限を与えておりまして、さらに行政代執行による強制執行を認めているということでございます。そして、その要件、手続き等についても明確に法が規定しているということでございます。さらにガイドラインも出されているということでございまして、実際にこの法律を適用して行政代執行を行う自治体もわずかではありますが出始めておりまして、国土交通省の調査を見ますと、今年３月３１日までに、全国で９つの自治体が９件の行政代執行を行っ

ております。

その要件、手続きなんですがこの際、具体的に申し上げますと、市議会の議員あるいは学識経験者などからなる協議会を組織するということがまずございまして、そのうえで空家対策に関する基本的な方針や、所有者による適切な管理の促進といったものを定める空家等対策計画というものを定めなさいということになっています。

計画を作った上で、立入調査、生活環境保全のための助言・指導を行う、そして改善されない場合には、相当の猶予期限をつけて必要な措置をとることを勧告する。それでも正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合には、意見書の提出や公開による意見聴取などの手続きを行う。そしてさらに相当の猶予期限を付けて、必要な措置を命ずる。それでも、必要な措置の履行が行なわれない場合に行政代執行法の手続きにしたがって代執行を進める、という手続きでございます。

私といたしましては、この特定空家いわば廃屋でございますが、この対策を考えるうえでは、この特別措置法を有効に適用できる体制を整えていくことが先決であろうというふうに考えております。このため飛騨市においても、まずは、協議会の設置を行い、空家等対策計画の策定を行うというところから始めていきたいというふうに考えております。

もちろん、廃屋であっても個人の所有の資産であることには変わりないことでありまして、先ほど申し上げました代執行が大変長い手続きが必要なのですが、特定空家対策というものを前進させていくうえでは、それが一番の近道であるということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、行政代執行法は第１条において、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる」としておりまして、代執行法が条例に優先するという旨を明記しております。したがいまして、代執行に関する部分を条例に追加したといたしましても、法律が優先いたしますから、これの追加の必要はないのではないかというふうに考えているものでございます。

最後の８番目でございますが条例に不備があった場合の改善することに憚ることなかれというお話でございます。見直しの必要があるかどうかということなんですが、特別措置法は、全国各地の自治体が制定した条例の後追いで制定された、いわば後発法と言われるものでございまして、後発法なんですけでもこの法律を読んでみますと、条例との関係を整理する規定が設けられておりません。したがって、法自体が、自治体の条例との併存を前提としたものとなっていると考えられます。これは、法律の大原則ですが、最高裁の判例におきましても、同じ対象、目的を持つ法律と条例の併存を認めています。

そのうえで、飛騨市の条例と特別措置法の比較を行ってみますと、法律にあって条例にないという項目があります。例えば、行政区の関与、区の関与です。それから周囲の住民からの適正管理の申し立て、そして先ほど申し上げましたような命令に従わない場

合の所有者名等の公表、これは法にはなく条例にのみあるということでございまして、私はこうしたことを考えますと、この条例には存在意義があるのではないかというふうに考えています。

今後、あえて条例改正を行うとすれば、いわゆる手続き条例、法律の規定の実施にあたっての手続きを定めるというような条文を追加する。あるいは、文言の詳細化をするというようなことが考えられるわけでございますが、当面は、この条例を維持しつつ、特別措置法をしっかりと適用していくというふうに考える方が優先ではないかと考えておりますので、そうした対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育長　山本幸一　登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは私から５番目の、特に危険に関わることとしての神岡大橋西側通学路の通行状況と安全対策についてお答えします。

現在、神岡町緑ヶ丘の通称、百段階段付近の下を徒歩通学する児童生徒は、神岡小児童３５人、神岡中生徒２４人、飛騨神岡高生徒、時々保護者の車も含めて１８人です。この児童生徒たちに安全の確保として指導していることは大きく３つあります。

１つ目は、空き家だからといって絶対に入らないこと。不法侵入として法にふれることになるということ。

２つ目は、不審者が潜んでいたり、隠れたりしていることがあるかもしれないので十分に気をつけること。特に一人での通行はできるだけ避けることということです。

３つ目は、特に冬場は、屋根からの落雪、さらには建物そのものの屋根の落下の恐れがあるかもしれないので気をつけて通行すること。の３つです。

なお、小学校では、先般の学校訪問で私も確認したことで、通学路においての危険箇所として気をつけなければならないところをハザードマップにマークし、掲示していますが、ご指摘の箇所も含まれています。「自らの命は自分で守る」という主体的に考えて行動する児童の育成として評価できる取り組みとしてとらえています。

なお、他の通学路の安全対策については、付き添い下校を含め、定期的な点検、ＰＴＡとの連携による安全確認、さらには大雨警報・暴風警報等が発令された後の登校や下校の通学路の安全点検を行っております。

いずれにしましても、「安全なくして教育は成立しない」という基本に立って議員のご指摘をしっかり受け止め、各学校が通学路における同様の危険箇所の把握に努め、より安全確保が図れるよう指導、支援の強化に努めてまいります。

〔教育長　山本幸一　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

６点目、７点目のご質問にお答えします。

はじめに安全上このまま建物を放置しておいてよいのかの考えについてですが、登下校の際の安全を考えたとき適切ではないと感じており、所有者に適正な管理の指導・助言・勧告を行いたいと考えておりますが、連絡がとれず大変、苦慮しております。現在、引き続き調査を行っている状況にありまして、歩行者の安全確保につきましては、注意喚起の看板等を設置していきたいと考えております。

次に、固定資産税情報についてのお尋ねでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法は、この施策の目玉として固定資産税課税台帳の情報のうち、所有者に関する情報について市役所内部で利用することを認めております。ただし、これも万能ではなく免税点以下の空き家等の場合には、納税通知書が送付されていないため、関係者の情報が把握されていない場合もあり、また、行方不明の物件への対応については意味をもたないと言われております。

地域から対策の要望等がある空き家については、実際には地域の方の情報等により所有者が判明しているケースがほとんどでありますが、今後、固定資産税課税台帳の情報については、所有者の確認等、法の認める範囲で有効に活用してまいりたいと考えております。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

○１３番（高原邦子）

よく分からなかったんですが、結局、今の条例はそのまま残すというふうに捉えていいのでしょうか。確かに法律の方が優先、上位法ですからあるわけですが、私は、行政代執行もできるようなふうにしていったらいいなと思っています。行政代執行の言葉を折り入れるつもりはないのでしょうか。市長。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

このまま維持したいと考えておるんですが、先ほども申しましたけども、行政代執行法が条例に優先するという旨を明記しておるもんですから、条例に行政代執行ができる旨を明記したとしても結果として、代執行法が優先してしまうということですから、こととしては空条文といいますか、適用条文はあくまで代執行法になってくるということになってきます。ですので、あえて追加する必要はないのではないかという旨を申し上げたと、こういうことでございます。

○１３番（高原邦子）

それ言われるとよく私達、条例改正するんだけど、上位法が改正になったのでそれに合わせてということです。上位法が優先するんだからしなくていいのと全く一緒の話になるんじゃないですか。

いつも改正で、上位法が改正しましたから、ここの言葉を変えますとか言うんですが。そう言われると、法律は条令より上ということは分かっていますけれど、やっぱり私は身近な市の条例ってものが上位法なりとかと一緒になっていた方がいいのではないかという思いで聞いているんですが、それでも市長は変える必要はないと思われるんですか。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

条例に代執行に関する条文を設けても、これは条例ですからできるわけなんですが結果として適用されないということです。私が申し上げるのは。結果として法律が優先してしまうということなので空条文になってしまうということです。

それから、もちろん上位法の改正によって条例を改正するというケースはよくあるわけですが、例えば地方税法なんかで、それを準拠した格好で条例が設けられているというような場合は、それに合わせて改正するということが必要なんですが、今回の特定空家等対策条例は、これまた少し性格が違います。つまり、全面的に依拠しているのではなく、上位法である特別措置法と条例というものの関係が法律の範疇で条令を制定するんだというところで、自治体が独自に制定しておるという条例であります。結果、それをやったときに、法の方が優先するということであります。

繰り返しでありますが、空条文になりかねないと思っていますので、あえてその部分を付け足す必要はないのではないか。むしろ、先ほど申し上げたように、もし条例改正を行うとすれば、法律の規定の実施にあたっての手続きを定めるとか、文言の詳細化をするとか、そういった形の改正が考えられるのではないかというふうに思っておるということでございます。

○１３番（高原邦子）

はい。わかりました。その辺の論争はまた後日にということで。

いろいろ先ほど、何軒かが撤去したりとか除却したり、修繕したりしたと。その場合、この条例に申立書とかいろいろなものがありますね。その様式は踏んでやられたことなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

お答えします。除却の場合は、私の知っている限り、今の２件以外も含めて過去の例３件は、申立書に基づいて行っております。区長からの申立書に基づき行っておるもの

でございます。

○１３番（高原邦子）

申立書の他にこの場合も委員会か何か開きますよね。委員会は開かれたんですか。審議会は。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

これまで委員会等は開いておりません。申出に基づいて区長、職員とで所有者に対してお願いをし、結果的に除却をしていただいておるということです。勧告とか命令とかそういったものに行く手前で協力していただいておるという状況でございます。

○１３番（高原邦子）

今の神岡大橋の釜崎のところにあるものなんですが、そこに対して連絡協議会の会長さんとかそういう方々がいろいろ言ってくるわけです。その方々に申立書とかそういったものも正式に出してみたらいかがかとか、そういう回答はしてきているんですか。

条例を利用していますかというのはそういうところなんです。どういう回答をしているのか、してきたのか、その辺はお答えいただいていなかったようなので、この釜崎の大橋のところに関してはどのような回答を出しているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

個別的な話になるので、適正ではないことがあろうかと思いますけれど、一般論としていきます。

先ほども答弁させていただいたように所有者の居所がつかめない場合、固定資産税の情報を利用しても居所が確定できない例がございます。仮に、今の区長からの申し立てがあったとしても、それをお願いする相手先の住所が特定できないといった場合は、この条例の中ではなんともしようがなく、引き続き所有者の所在について関係者の方にあたりながら調査をするしかないというのが現状でございます。

○１３番（高原邦子）

そうしますと、個別の事案には答えられないということで、それはいいんですけれど、制定当時１２、１３箇所あったんですが、実際、今残っているのは何件あるんですか。そのころから、あのときは池田議員さんが本当に一生懸命やられて、私達産業常任委員会も空家等の活用、利活用に関して対策に関してはいろいろと骨を折った記憶があるんです。

どうなんでしょうか。５年前の１２、１３箇所はどのくらい減ったんですか。別の聞き方をします。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど全部で１４件と申し上げております。ですので、除却が２件、建物がなくなりましたというのが２件。そして、一部修繕が１件。あと、今年度予定として外壁の補修、天井の修繕、除却を予定しておるというものがあると、こういうことでございます。

○１３番（高原邦子）

先ほどの市長の説明でも分かると思うんですが、行政代執行しようと思うとなかなか手続きで時間がかかるわけなんですよ。もちろん人様の私有物に関して公が処分するということは、本当に守られている面もあります。

しかし、私は、私有権が強すぎるではないかと思う中で、憲法を読み直してみましたら

１２条、１３条で公共の福祉ということが謳われています。今言われているのは、廃屋といってもいろいろありまして、誰にも迷惑がかからないようなところの廃屋と、人が通る子供たちが通るところの廃屋とはまた違うわけなんです。

時間がかかるのに、それに対して行政はこの５年間何をしてきたんかということを言いたいんですよ。ちっとも進んでいないんじゃないんですか。確かにちっともというと語弊があります。先ほど言ったように交渉して２件の除却とかいろいろされていると。

じゃぁ、行方が分からなくなっているところなんですよね。今のここの神岡大橋の、釜崎のは一般の人たちは分からないじゃないですか。どこに行ったのか行かないとかって。そういったものに対して、簡略な代執行というものがあるんですが、それは執っていかれるつもりはないんでしょうか。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

動いてないじゃないかと、そのとおりだと思います。ですので、一番大事なことは今から進めるということです。すぐできるようにするということが一番大事なことです。そのためには先ほど申し上げたような、協議会を作って計画を作るというステップを踏まなければならならない。そこに早速、着手をしていきたいということですし、また、略式代執行もその中の選択肢として当然出てくるわけですので、所有者が見つからない場合、略式代執行の手続きもあるわけですから、それができるようにするためにも、法が前提として求めている協議会の設置、計画の作成ということをやっていくのが一番大事かなというふうに感じております。

○１３番（高原邦子）

その言葉を待っておりました。それで今回、疑問に思ったことがあるんですが、先ほど固定資産税の場合、免税とかいろんなことがあってとか言われてちょっと分からなか

ったんですが、促進していく新しい法律では、地方税法の秘密漏洩に関する２２条に抵触することなくて、他の部署で、空き家とかそういった担当する部署がその情報を。目的はちゃんと決まっていますが、得ることができるということで、税務の関係者と空家対策に関わるところとの意思の疎通とか意見交換会、勉強会とかはしたことがあるんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（小倉孝文）

お答えいたします。以前、市の条例のときには個人情報ということで我々職員であっても税の方に照会しても教えてもらうことはできませんでした。しかし、今回の法律によりまして、法律で空家対策のためには利用できるということで税務の方へ照会をかけますと、そこで分かるものについては教えていただけるというシステムになっておりますので、勉強等云々よりも法律上、情報で取得することができるということで税の方に対しましては情報をもらっております。

○１３番（高原邦子）

私は、今回いろいろ勉強させてもらった中で、特定空家のことを言っておりましたけど、特定空家にならないための施策、空家対策、これが一番大切だと思うんです。

先ほども、野村議員のところでも私はふと思ったんですけれども、空き家を所有している方々、県外にいらっしゃると思うんですが、その方やいろんな方にどうして空き家になったのか、空き家や廃屋になってしまったときのことやその理由やいろんなことをお調べになったことありますか。空き家の固定資産税の送付している相手の方にそういった話をしたり、調べたりしたことはあるんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今の議員のお尋ねの部分は私も知りたいところでございまして、まさしくそういったところがわからないのかなと思っていましたが、そういう調査はしてないんです。空き家のデータベース化というのは、むしろ古民家的なところの捉え方の中でありましたが、町のなかの本当の住宅ということまできちんとして、しかもその背景ですね。なぜそうなったのかということまで調査はなくて、どういった形がいいのかは考えてみたいと思うんですが、それはぜひ、今後の空家対策を考えるうえでは必要な情報だと思っております。

加えて申し上げると、特定空家でしかも除却が必要なプロセスの中で、飛騨の場合の特徴的な現象として雪の被害を受けるということがございます。したがって、どうしても雪が降って軒が折れたりして、だんだん壊れていくわけで、そこにいかなければ何とかもっている建物は多分多いと思うんです。その辺りの家の壊れていくメカニズムです。

このあたりも含めて、ここはよく勉強してみたいと思っておりますし、先ほどの法律は、実は特定空家対策法ではなく、空き家に関する施策を総合的にやるという法律ですから空家対策の観点も入っておりますので、そういった観点も含めて今後、空家対策を考えていってみたいと思っております。

○１３番（高原邦子）

空家対策というか空き家は、外からくる学者の卵の学生さんとかのそういった方にも利用できないかとか、活かしていくこと、空き家のままにしておくと家は傷みやすいというから、なんとかそういったものも利用できないかとか、そういったことをトータルでしっかりとして欲しいです。

先ほど戦略って言っていましたけど、私は良くなるためにはそういった観点、空家対策、廃屋も除去していく皆さんの声に応えるのも大切ですが、廃屋にいかないようするため、逆に、お年寄りばっかりでこれから廃屋になっていく場合、取り壊すにもお金が掛かります。それの積立金なんか市がやったらどうかなと思うんです。毎年１０万円か２０万円ずつ、危険負担じゃないですけど、積み立てていってくださいとか言って。どうしたって相続人がいないとかいろんなことになってくるところはますます出てくると思うんです。取り壊しとかそういった費用に関しての互助会じゃないですけど、そういったことも考え、いろんなことがアイディアとしてでてくると思うんです。

そういったところをしっかりと都竹市長にはコーディネートしていっていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね。おっしゃるようなご提案もぜひ検討してみたいと思っておりますし、協議会には議会議員も含まれることになっておりますので、ぜひ議員もご参加いただきましていろんなご意見をいただければと思います。

○１３番（高原邦子）

市長、人間にとって罪って何だと思いますか。一番の罪って。殺人とか泥棒とかそういった更正要件に該当するといったそういったことではなくて。

私は子供もころから言われているのが、困っている人、難儀している人を見て見ぬふりをするのが人間として一番の罪だと教えられてきたんです。私は２５歳前くらいのときに、ひどい目に合ったことがあります。というのは、通勤列車に乗っていて、見ず知らずの男の人に髪の毛を引っ張られ、殴りかかられるはひどい目に遭ったんです。

回りにはいっぱい男の人がいたんですが、誰一人助けてくれませんでした。私、逃げ周りました。みんなで抑え込めばどうってことないのに、見てみぬふりなんです。その時に本当に悲しい思いをしたんです。何で知らない人に乱暴を受けなくてはならないのか。回りにいっぱいいるのに、誰も止めようともしない、知らない顔をする。そのとき

も思ったんですけれども、困っている人、難儀している人がいたら、見てみぬふりするのが一番の罪だと思って生きてきました。ですから、この廃屋で万が一なことがあったときに、見てみぬふりしているようなことを行政がしていたと。市長が先ほど言われました。今までしてこなかった、こらからやりますと。私はぜひ、都竹市長を信じたいと思うので、１歩でも２歩でも時間が掛かることです。前へ向けてもらいたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。次はコンサル業務を発注するうえでの市のスタンスについてということで質問します。

市民の皆さんによく聞かれる質問がありました。その中に、コンサル業務に係る費用と成果を衡量すると、果たしてそれだけのコンサルに外注する価値があるのかというものでありました。十羽一絡げで、コンサル業務はなんて・・・。ていうことを言い切るわけにはいかないことを私は、重々承知しています。しかし、多額なお金が、特に市外の会社に支払われることに抵抗感を持つ市民の方が意外と多いということを知りました。それゆえに今回質問するにいたりました。

まず、そもそも、コンサル業務発注を行う目的はなんなんですかということです。

２番目にコンサル業務に対してもＰＤＣＡは行われているのですか。丸投げしていませんかということなんです。

３番目に、昨年度、工事に関わる計画設計等のコンサル業務とそれ以外のものにどれだけ発注したのか。

４番目に、昨年、外注発注した積算が３億０，５００万円、市が行った積算が２億３，０００万円というケースがありました。全工事高に対して、どれくらいの外注積算料を支払っているのでしょうか。工事施工費との比率はどれくらいになるのかをお伺いしたいと思います。そしてあまりにも市との積算額が乖離した積算をしたコンサルタント会社にはどのような対応をしたのか伺います。

５番目、工事に絞って言えば、工事だと分かるから伺うんですが、コンサルの成果と現地に不一致がある場合、その修正は誰が行い、費用は誰が負担するんでしょうか。このような場合に、コンサル成果には瑕疵担保責任はあるのでしょうか。ないのでしょうか。

６番目、コンサル業務は広範にわたっています。一概に是非を問えない一面も有していることは承知しています。しかし、費用対効果を考えて発注していただきたいと思うんです。例えば、安易な例で申し訳ないですけど、年間１００万円を節約する方法を３，０００万円かけてコンサル料を払ったとしましょう。そしたら３０年分前倒しに使ってしまったということになりますよね。これに似たことはないだろうかということであります。特に、業務効率のアップや経費の縮減ために発注したものの中に、費用対効果の結果及び、そうしたものの今後の発注についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

７番目、政策ごとに調査と称して何度もコンサルにかけてはいませんか。すなわち、政策の正当性の理由付けに利用していないかということなんです。特に飛騨市外の業者に発注して第三者の視点を頼るあまり、本当の地域の特性が盛り込まれることの少ない、おざなりの成果に陥る憾みはないでしょうかということなんです。その点をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

コンサル業務の件でございます。私からは、最初の発注の目的、ＰＤＣＡ、そして最後の政策の正当性に対する理由づけの３点ご答弁を申し上げたいと思います。

だいたい議員のイメージしておられる事業は想像がついておるんですが、一般論としてのご質問ですので、その前提でお答えをさせていただきたいと思います。

私自身もこれまでの公務員生活の中で、いわゆるコンサル業務と言われるものを発注した経験もございます。そうしたことも踏まえまして、私なりにこの際、コンサル業務というものを、もう一度、定義・整理し直してみようと思って考えてみたんですが、まず、市のみならず行政機関一般なんですが、「委託」という形態の契約を行うことが数多く行なわれております。これは、基本的には、「委託」というのは、役所がやるのと同じというのが位置づけなんですが、行政機関の職員では技術的、能力的に十分こなせない、こなすことができない業務、あるいは他に任せたほうが時間と労力とか色々考えた時に効率的と考えられる業務について、専門性をもつ民間事業者にお金を払って、代わってやってもらうというのが「委託」でありまして、広い意味のコンサル業務でないかと考えております。

実は、国の行政機関というのは、この手法を多用するわけでございまして、自分でやるケースは本当に少ない。ほとんど外への外注に頼っているというのが私の認識であります。

その中で、こういった広い委託業務の中で、役所からの委託を主たる業務としている企業がいくつかあるわけであります。例えば、シンクタンクと言われる企業がそうでありまして、自治体の総合計画の策定を、かなりの数を請け負っているということを、私も承知をいたしております。あるいは、第三セクター企業の経営指導、あるいは、色々な事業計画等の立案策定などを請け負っておりまして、私自身もそういったセールスを受けた事も過去にございます。さらに、公共工事の関係は、これは非常に多くて、そうした企業も数が多い。そして、建築物や道路、橋梁、あるいは、現場の測量、設計、それから調査、あるいは、その中には、地籍調査とか埋蔵文化調査というようなものも入っておりまして、こういった幅広い業務を行っておりまして、これらがいわゆる狭い意味での「コンサル業務」という事ではないかなというふうに今回、自分なりに整理いたしました。

それで、その前提に立ち、発注の目的ですが、先ほどの委託の考え方と同じでありまして、飛騨市の場合であれば、飛騨市の職員では技術的、能力的に十分にこなすことができないものを外にお願いすること。これが一つ。あるいは専門事業者等に任せたほうが自分がやるよりも時間的な労力がはるかに少なく済んで、効率的であると考えられる業務を発注するということで、結果として、市の職員の能力と時間を他の業務に振り向けていくというのが、いわゆるコンサル業務の目的ではないかと考えているところでございます。

実は、今回の補正予算におきまして、公共施設等総合管理計画策定に係る委託費というのを計上いたしております。これは、私が指示をして委託に出せと言ったものであるわけなんですが、実はこのプロセスの中でこの計画そのものは、シンクタンクに委託する自治体がかなり多いんです。飛騨市の職員は、その中で、一生懸命に自分たちでそれを分析しておりました。私も拝見しまして、非常に質の高い分析をしておりまして、たいしたものだなと思ったんですが、一番肝心な市有施設の維持管理にどれくらいお金かかるのかというところにきましたら、国の計算ソフトを使うということになっていたんですが、やってみたらとても常識はずれな金額が出たと、機械的な試算なもんですから、まったく実情に合わない。で、どうするんだと言いましたら、自前で計算することもやむなしということだったんで、時間がどのくらいかかりますかと伺うと、ものすごく労力がかかるということがわかりました。そうすると一人の担当者がそれにかかりっきりにならないとできなくなってします。ほとんど１年他の仕事ができないということになってしまいますんで、そんなことすることないよ、だったら、専門の事業者に出した方がよいということで、私のほうから予算化して、やろうと指示をしたものでございます。こういうものが、まさしく、本来のコンサル業務ではないかなと考えておるところでございます。

そして２番目のＰＤＣＡの話ですが、コンサル業務は委託業務でありますから、委託というのは本来自分がやるものであり、まず契約するために仕様書を作ります。そして実施した内容について仕様に合っているかチェックして完了させるのが基本的にはルールであります。そのプロセスの中で、思うように結果が出てきた、あるいはいかにも貧弱じゃないかというものについては仕様に合っていないからもっとやれということをしていくというのが私自身はそれが常識であると思っており、これはある程度常態化しているのでないかということなんです。

特に建設関連事業の場合で申し上げますと、契約後、初回の打ち合わせにおいて、業務計画や工程計画を基に、業務内容の確認、法令や設計基準などの諸条件について、市と受注者の間で確認し、明確にするという作業が行われます。そして設計段階においては、中間打ち合わせをその都度行い、設計内容についての段階確認を行っております。また、業務成果を受け取る際に、ちゃんと求める成果となっているかについて、監督員や検査員がチェックリスト等により内容を確認し、合否を判定し、オーッケーなら支出

するというような形になっているということです。当然、求める内容になっていなければ、やり直しを求めていくんだということであろうかと思います。

最後の点なんですが、政策の正当性の理由付けに利用していないかというお話であります。

過去の具体的な案件につきまして、個別に評価するという作業を私自身は行っておりませんので、基本的な考え方について申し上げたいと思います。先ほど申し上げておりますように、分からないことについて外の企業、できないことについて外の企業にお願いをするというのが基本スタンスですから、分かっていることについてまた聞くということは基本的にはしないんだろうと思います。

今回、予算に計上いたしましたレールマウンテンバイクの安全対策、これが一見二重に見えると、前もやってまたやっているんじゃないかというお話があるというのは、市民の皆さん、ある方から私は伺ったんでありますけれども、いやいやこれは違うんですよと、というのは、具体に申し上げます。

これは過去、大日コンサルタントというところに委託したわけです。過去の調査結果を見てみますと、全体のレールマウンテンバイクのコースの新しいコースの危険性の指摘と概算は報告されておるんですが、それをもって発注ができるような中身ではない。参考金額として書いてあるだけで、実際の工事発注っていうのは別に頼まないとできない内容になっております。したがって、さあこれで発注しようと思ってもできないわけであります。

したがって、安全対策を施した時に経費がどのくらいになるのか、そして言うことやらなくちゃならないんですが、念のため市の職員でできないかということを検討してみましたけれども、ちょっと手に余ると言うことでしたので、であればこれは専門業者に頼むしかないねと言うことで、今回の委託をすることとなりました。

表向きは調査費が二度出てくるわけです。市民の皆さんからするとそうしたとらえ方をするのが当然かと思いますけれどもこれはそういった理由があるということでございます。

いずれにいたしましても、市の職員ではわからないこと、できないこと、多大な労力を要することを外部に委託するんだというシンプルなルール、姿勢で望んでいきたいと私は考えておるところでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

私からは、３点目、４点目、５点目についてお答えいたします。

はじめに、平成２７年度の５０万円以上のコンサル業務発注実績でお願いしたいと思いますが、全体の件数が６８件、金額が３億５，９３８万円です。そのうち工事に係る

計画設計等の件数は５０件、７４％、金額は１億９，７３１万円、５５％。工事以外に係るコンサル業務の件数は１８件、２６％、金額が１億６，２０６万円、４５％となっています。

工事以外に係るコンサル業務の内容についてご説明いたします。地籍調査が４件で５，８４３万円、計画策定支援が４件で１，６７４万円、埋蔵文化財調査が５件で１，２４４万円、そして、経営戦略支援の分野では、指定管理施設の抜本的改革支援が１件で４，２９４万円、地方創生創業戦略等支援が２件で１，６９３万円であります。このほか、病院経営の専門コンサルタントに委託した市民病院経営指導が１件で１，１９９万円、公会計制度導入に伴う固定資産台帳整備支援が１件で２５９万円となっております。

次に４点目、工事費に対するコンサル委託料についてお答えします。

市が発注する工事は多種にわたるため、代表的な道路改良工事、橋梁補修工事、建築工事についてご説明します。

釜崎朝浦線道路改良工事では概算工事費４億８，９００万円に対し、設計等委託費が６，４５０万円で比率は約１３％、市道橋梁補修工事では１３橋梁の合計工事費３億８，２４０万円に対し、設計等委託費が５，８２０万円で約１５％、建築工事では昨年実施の宮川振興事務所建設工事において工事費２億８，３３０万円に対し、設計等委託費が５７０万円で約２％、工事監理費が４２０万円で約２％となっています。

防災行政無線整備工事におきましては、工事費１億０，０３０万円に対し、設計等委託費が１９０万円で約１．９％、工事監理費が２４０万円で約２．４％となっています。

この設計を行ったコンサルタント会社に対しては、無線のアンテナや送受信装置等の資機材及びその装置に関する全体の設計を委託しました。設計の中には、工事のほか機器に関する費用が入っており、その機器は基本的に外から買ってくるものですから、見積もりで積算するしかありません。市としては、提出された設計内容を鵜呑みにするのではなく、しっかりとした判断のもと単価を見直し設定したことにより全体の積算が下がったものであります。

したがいまして、全体設計を行ったコンサルタント会社に対しては、特段対応は行なっておりません。

なお、当初予算に計上した３億０，５００万円の減額については、もっと早い時期に行うべきでなかったか、という指摘につきましては、反省すべき事項であり、今後、予算の適切な執行という観点から留意してまいりたいと思います。

次に５点目、現地に不一致があった場合、修正やそれに伴う費用は誰が負担するのか。コンサル成果には瑕疵担保責任はないのかとのご質問についてお答えします。

工事における設計等においてコンサルタントの成果品に瑕疵があった場合、市は成果品の受取から３年以内において、その修補や損害賠償を受注者へ請求できることが契約約款に明記されており、その費用についてはコンサルタントが負担することとなります。

ただし、不可視部分など、設計時に想定できない事案については、この限りでなく、

軽微な変更として職員が対応することもあります。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長　水上雅廣　登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

それでは６番目のご質問についてお答えします。

市が市役所の業務効率アップや経費縮減のためにコンサルに業務委託したケースはほぼありませんけれども、市全体を見渡しますと、商工・観光分野の指定管理施設全体の経営改革に関する業務を委託したケースがそれに当たります。

本業務に関しては、市としての基本構想をとりまとめ、各施設の経営指導をおこない、業務改革についての一応の道筋はついたものと考えておりますけれども、今後の指定管理料の縮減は、各施設における売上増加策の展開等によって実現するというのが基本的なスタンスであることから、現時点で定量的にこれだけの効果がありましたと言える段階にはございません。

しかし、指定管理事業者が今回の指導を受けて、売り上げ増加に向けての取り組みを行う動きを見せております。今後の成果を期待しております。

なお、今後の発注につきましては、先ほど市長が答弁を申し上げましたけれども、基本的に職員ができないか、職員がやることによって多大な労力を要するような専門的な業務や技術的に困難な業務について外部事業者に委託していくというのが基本的なスタンスであると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔企画部長　水上雅廣　着席〕

○１３番（高原邦子）

ありがとうございました。私も市長と同じようにコンサル業務は考えております。それで、今回、いろいろ思ったんですが、いろんなことをプロデュースするまでの、例えば建物を建てるという目的を立てたとしましょう。そこに至るまでのいろんな計画、それのプロデュース段階、そのものにもやっぱりコンサル料がもしかしたらいるかもしれない。いざ、こういったものを建てますという実質設計等々に掛かるコンサル料、それは今の話で聞くと土木の方は大体１３％くらい掛かっているという感じで。そういったプロデュース的なソフトの方は３％くらいを考えていけばいいのかなという感じで私は今、計算させていただきました。

私、７番目で政策ごとと書いたんですが、正直言っていいんですよ。市長のやりたいこと、そういったことに対して、やはり裏づけというのは必要だと思うんです。でも、今までの市政を見ていると、例えば弁護士の先生がこういっているからとか、そういう文言が多くありました。弁護士の先生でこの飛騨市政が動いているんじゃないと私は反感を持ちました。

例えば市長は、こういうことをしたいんだと、それを法的にいろいろ見るためにはと言ったときに、弁護士の先生のアドバイスがあるものですが、弁護士の先生がこういっているからというのはちょっと違うと思っています。市長にお願いしたいのは、市民がいろんなことを言っているのは、形にみえるコンサル業務と、さっき言ったみたいに見えないコンサル業務があります。古川の方から教えていただいて、中日新聞の１月３１日に、こういった第３セクターが載ったと。そこには３年間で８，０００万円。トータルすると１億超えていると。で、どんなことをやるんだということが目に見えてこないので、そんなもんにお金かけるよりはというようなことも言われました。逆に女の人の場合は、「１億円以上そういうのに出すのなら、どれだけでも側溝の蓋を替えられる。」と言ってみえました。

要は、市民の意見というものは分かることはわかります。でも、先ほど言ったみたいに、私が、市長にお願いしたいのは、職員みんなと一緒に知恵を出し合ってこうするんだと決めたことに対して、補完的にいろんなことでコンサル業務、プロデュースの部分で要る部分。それにコンサル業務をかけることはやぶさかではないんですが、市の方向性を決めるために高いお金を払って受けなくたっていいんです。

その中で、私がお願いしたいと思うのが、市長は特に執行権も予算提案権もあります。哲学を持ってやってもらいたいんですよ。最終的には哲学なんですよ。哲学が自分の政策にあるかないか。それでもってこれからの哲学を感じることができるような都竹市政ならいいと思っていますし、いろいろ意見を言ってやっていきたいと思っています。特に職員の皆さんも安易にコンサルにかけるんじゃなくて、汗を少しかいてみよよと、現場に行ってみてくださいよ。

本当に都竹市長はいろんな現場に行かれて、市民の皆さんから本当にようきてくれなったという声が多く聞かれます。これは職員の皆さんもそうだと思うんです。職員の方も松藤先生ではないけど、「政策をしっかりと毎日考えとけ。それが職員の仕事だ」ということを忘れないでやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

〔１３番　高原邦子　着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛德）

ここで、発言者氏名取り換えのため暫時休憩といたします。

（　休憩　午後２時１２分　　再開　午後２時１３分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛德）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に５番、森要君。

〔５番　森要　登壇〕

○５番（森要）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は今回の補正予算等につきまして市長は、前向きに今まで各地域の意見交換会や、自分なりの政策そういったことを説明される資料が本当にわかりやすく、気ままに答えてあるということが本当にうれしく思いました。その中にも、産業委員会とかいろんな委員会でも発言したことに対しても本当に心を配っていただきまして、今回の補正にあがっておりました。そういったことで非常に精力的にやっていただいたこともふまえて、私もそれに応える形でたくさんの質問を用意してきました。ちょっと読みましたら非常に多いので発言が早くなったり、滑舌が悪いので聞きづらいところがありますがよろしくお願いします。

私は、大きく４つの観点から質問させていただきます。１つ目は、養護老人ホーム和光園等ついて、２つ目は、百足城跡公園整備事業について、３つ目は、忠霊塔公園の整備について、最後は、観光誘客について。こういった大項目４点についてお聞きします。

それでは、１つ目の養護老人ホーム和光園等についてお聞きします。

今回、肉付け予算の編成に当たり、一つの柱である「いつまでもあんきに暮らせる飛騨市づくり」で、介護が必要な高齢者、障がいのある方々、生活困窮者に対して、大胆な予算を計上されました。

去る、６月１０日、総務常任委員会の管内視察において和光園を視察し、担当者から、施設の現状、和光園の整備計画をお聞きしました。そこで、一番気になったことは、現在の場所の隣接地を購入しそこに４階建ての和光園を作り、その後、老朽化した和光園の大規模改修を行い、男女別障がい者グループホームや生活困窮者用の住居を整備し、さらに、２４時間定期巡回型の訪問看護・訪問介護ステーションを併設する予定と聞きました。

そこで、大変気になった２つの内、まず養護老人ホーム和光園のことを質問させていただきます。

１点目の質問です。和光園の新築に至る大きな要因は、施設の老朽化と設備の補修が限界にきていることとお聞きましたが、それで間違いないか、建設決定に至る過程、新築する入所定員の根拠、それから５年先、１０年先の定員の見通しなどを考えてみえればお伺いしたいと思います。

２点目は、この地で新築することになった背景には、地元の方の理解があること、それから、引っ越しの際の入所者のストレス解消、平成２７年の介護保険運営協議会（平成２７年９月１８日）での承認を理由として説明していただきました。

当初、和光園の新築においては２階建てで、隣接土地が足らないために前面を購入して新築する構想でしたが、都竹新市長の誕生によりまして男女別障がい者グループホー

ムや生活困窮者用の住居整備等の案が出て、足らなかった分を購入する予定の土地に４階建で建設するという説明を受けました。

私が一番気になったのは、購入予定の土地に４階建てで建築するということは現在の和光園の建物を利用する、市長の掲げる男女別障がい者グループホームとかの建設をやるめに４階建てになるということになります。しかし、入所者にとって、４階建てになると、エレベーターの取り扱いが不安となり、新築後の入所者に日常的な大きな不安を与えることとなります。

過日、東北の震災に合われた被災者の方に作られた４階建ての建物に入居されてみえるお年寄りが、ひきこもりであると。それはなぜかというとエレベーターの操作が不安であると。地元の老人クラブの方が、心を開くために通っているというような映像をみたことがあります。エレベーターの操作ということは、前回、神岡振興事務所において併設した図書館においても、やはり、お年寄りがエレベーター等の操作に不慣れで３階まで歩いて行ったと聞きました。昨日の住田議員の質問にもありましたように、戸籍や住民票の事務だけも１階にできるように検討する旨の発言がありました。健常者の老人でもこのような状況であります。

現在の和光園は２階建てですが、エレベーターの使用は、夜間は使用禁止にしているそうです。また４階建てには大きな不安があります。もし４階建てにした場合、入所者のストレスの解消をどのように考えて対策を考えてみえるのかお聞きします。

３点目の質問は、現在の入所者は、５０名の定員に対して４８名です。その内訳は、障がいのある方１９名、要支援１が２名、要支援２が２名の内、障がい者１名、要介護１が６名の内、障がい者２名、要介護２が５名の内、障がい者１名、要介護３が４名の内障がい者３名、要介護４が３名、要介護５が２名の内、障がい者２名、自立できる方が１９名ですが、その中に５名の障がい者がいるため、自立の方は１４名です。ほとんどの人が園での支援が必要な方々です。介護する方の負担が今でも大変なのに、４階建てになることによって、さらにその負担は増えます。

現在、夜勤する職員は措置という基準により１名で対応しており、到底まかないきれないと私は考えております。毎日の見回り、地震や火災があったときの誘導の対応を円滑にするためにも、新築後の職員の介護人数を市単独でも増やしていくなど何らかの対策が必要と考えますが、看護する方への心身のケアも含め市の見解をお伺いします。

４点目は、養護老人ホーム和光園は、老人福祉法第第２０条の４に規定された老人福祉施設であり、これによりますと入所者に対しては、社会復帰の促進、自立のために必要な指導、訓練や援助をして、自立した日常生活を営むものと、厚生省令で示されています。現在の入所者の現状は、先ほど述べたとおり、障がい者、要支援者、要介護者が７０％を占めており、到底自立できる生活の方々が対象ではなくなっているのが現状です。介護者は大変な状況で、視察時にその点について、担当者に質問しましたところ、介護保険サービスにより、日中は助かっていますが、サービスが受けられない日、日常

の就寝時の対応等は、以前と変わらず職員に負担が増えている状況であると伺いました。そして、介護保険の認定を受けた場合、障害者加算は受けられないと説明されました。

そこで、私は、障害者加算の事を調べました。自立できる方１９名の内、要支援、要介護の方９名で、介護加算を受けているのはたったの１０名です。養護老人ホームの入所者のうち、要支援者・要介護者が有する介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応するとされており、要支援・要介護であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制を整備することにより、入所者処遇の充実を図るものとものであると、障害者加算の目的に記載され、さらに、加算額の決定は、所在する市町村であると定められております。まさに、和光園の現状を救う手立てとして決められていることをなぜ、市では、いままで加算してこなかったのか、疑問です。どのように解釈して加算されてこなかったのかお伺いします。これは、市長が在籍してみえるときではないですが、調査されたことをお聞きしたいと思います。

５点目、市では、介護人材確保対策として、特養夜勤者処遇改善臨時交付金を計上されました。人材確保の面からも必要な対策と私は評価しております。そこで、なぜ、特養だけなのかが疑問です。和光園に働く介護職員も、大変な仕事を夜勤なんかは一人でしています。過酷な労働条件では、辞めていく方もあるかもしれません。同じ待遇が受けられないかお伺いします。

次に、養護老人ホーム和光園等の整備について気になった２つ目の、市長が掲げる男女別の障がい者グループホーム、生活困窮者支援用住居整備等についてです。

１点目の質問、市長は、現在の和光園が新築され、入所者が移動した後、この現在の和光園を大規模改造して、男女別の障がい者グループホーム、生活困窮者用住居整備、２４時間定期巡回型の訪問介護・訪問ステーション等を併設する旨説明されました。市長の強い思いを受け止めています。これらの整備の具体的な内容を聞かせていただきたいと思います。

２点の質問は、私は、男女別の障がい者のグループホーム等の整備はとても大切で、大きなお金が掛かってでも整備することに賛成です。しかし、この現在の和光園を大規模改修することには、疑問を感じています。今の和光園は、老朽化して、設備も不具合が多く使い物になりません。それだからこそ、和光園の新築があるのではないでしょうか。家族、介護する方の意見を充分に聞いて、理想的な障がい者のグループホーム、使い勝手の良い生活困難者の住居整備、訪問看護ステーション等の建設は、大規模改修ではなく新築すべきと考えております。

和光園は、平成３０年度の完成を目指すと計画されておりますので、合併特例債の適用がぎりぎりと考えられます。この男女別障がい者のグループホーム等の整備には、入所者が移動した後ですから、平成３１年度以降となり、合併特例債の適用がされないため、今回の６億円という福祉事業積立金は、和光園の建設というより後者のグループホーム等の整備のためと解釈していますがいかがでしょうか。和光園の新築、グループホ

ーム等の全体の事業費はいくらと積算されてみえるか伺います。

３点目の質問は、和光園建築後の介護職員の問題、入所者のストレスの問題の解消のため、新しい場所での新築が一番と考えます。しかも今後、３０年経ったらまた更新が同じところでできるような場所も見つけることが大切ではないかと思います。

今はまだ、設計の段階と聞いています。環境の良いところを早急に選定して、建設地並びに計画の見直しを提案いたします。また、安心して預けることができる障がい者グループホーム等の整備には、新しい和光園の敷地でも可能ですし、今ある和光園の跡地に理想的な建物を建設することも可能です。私は、改造ではなく新築を提案しますが市長の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

たくさんのご質問を予定いただいておりまして、順次お答えをしていきたいと思います。まず、和光園の件、和光園の本体の建設の件を最初にご答弁申し上げます。

私からは、建設に至る過程、それから定員等々の根拠、それからその臨時交付金、その２点ご答弁申し上げます。

まず、和光園の新築に至った要因と決定過程、それから定員根拠ということでございます。

最も大きな要因は、現在の施設の狭隘化、要するに狭いってことですね。そして、相部屋の問題、私はここにあるというふうに理解しております。私も実際に行って見てまいりました。市長になる前に、早い時期に行かせていただいたんですが、出入り口と物入れを除く実質的にわずか８畳のスペースに２人入居しておられます。ベッド２台置きますと寝起きのスペースしかない。こうした状況が今のプライバシーを重視される現代にあって、とても適当とは言えない。これだけ狭い施設は、早く何とかしなければいけない。こういうことでございます。

一方で、施設そのものは老朽化が進んでおりますけども、耐震基準も満たしておりますし、大規模な改修を行えば引き続き使えるということを、私自身、確認をいたしたところでございます。そしてまた、建物のスペースが限られておりますので、現在の定員を維持したまま個室化するということも検討いたしましたが、建物が狭いですから、そもそも、それは難しい。したがって、現場の実態を踏まえますと、現行の施設基準である個室化を早期に実現すべきだというふうに判断いたしまして、建替の計画にゴーサインを出したと、こういうことでございます。

計画施設の入所定員は現施設と同じ５０名でございます。これからは、人口減少に応じて高齢者数の減少という局面も当然見込まれるわけでございますけれども、高齢者のみの世帯、あるいは独居世帯というのは、むしろ増加傾向にある。特に近年は、生活困

難な独居世帯、そして無年金者といった、困難事例が非常に多くなっておりまして、これは、こうした生活に困窮な方々に対する支援というものは、私も市長の一つの思いとして、あるいは公約として常に申し上げているところでございます。現施設は、現在は満床ではございませんけども、昨年は一時的に満床となるといったことで、養護老人ホームのセーフティーネットという機能も重視しておりまして、現状の定員数を維持していきたい。そのような考え方の中から新築、建設ということに至ったわけでございます。

それから、特養の夜勤処遇改善臨時交付金でこれを、なぜ特養だけなのかということでございます。

今回の特養夜勤者処遇改善臨時交付金というものにつきましては、先日もご説明申し上げましたが、夜勤手当に対して市が補助を行うという、非常に珍しい取り組みでございまして、県内でもはじめて、全国的にも非常に例が少ないということです。ただ、こうした交付金は、一時、少しだけ出して、効果があるというものではありませんで、ずっと長期にわたって出さないと意味がないわけであります。当然、長期にわたって出していくという事は、将来にわたっての財政負担というものをはじめから考慮しなければいけないということになるわけでございます。

議員ご指摘のように、幅広く介護に従事される方々に支援を行って行きたいということは、私も全く同感で、やまやまなんですけれども、こうしたことを考えると一度に多数を対象とした制度を始めるということについては、慎重でなければいけない。財政を考えた場合には、そうしたスモールステップから始めて行かなければいけない。このように考えているわけでございます。その中で一番優先すべきところはどこかというふうに考えたときに、まずは高齢者の最後の砦、そして、人財不足が非常に厳しい状況になっている特養を対象とすべきでないかというふうに考えたわけでございまして、実際に補助を行ったうえで、現場の方々にご評価いただけるのか、あるいは、金額が適当なのか、これで本当の支援になるのか、これをしっかり見極めさせていただき、これを他の介護施設の職員に展開した場合に、どの程度の財源が、将来必要となっていくのかということを見極めたうえで、支援の拡大を行って行きたいというふうに考えているところでございます。

それから、次の障がい者グループホームの件でございます。

和光園の整備の具体的な内容はというお尋ねでございます。

それから私の思いも含めてご答弁申し上げたいと思うんですが、どんな障がいを持つ方であっても、その家族の共通の願いというのは、親亡き後の問題であるというふうに私は考えております。

自分がいなくなった後で愛するわが子が安心して暮らせる場所がほしいというふうに思うのは、親、家族にとって本当に切実な願いである。一方で、そうした施設は極めて少なく飛騨市内には一つもございません。私は、この問題に一日でも、あるいは一時間でも、一秒でも早く取り組んで、体制を整えたいというのが思いでございます。

実は一昨日、重症心身障害の家族交流会というのが国府でございました。これは私が県職員時代にはじめた取り組みで、今年飛騨地区で２回目が行われるということで、一昨日顔を出してきましたが、昨年、会場に来られていろいろお話をさせていただいて、食事をさせていただいた７０代のお母さん、高山の方ですが、３０代の非常に重度の障がいを持ったお母さんが、おいでにならない、亡くなられたんだというお話を聞きました。亡くなる直前までわが子のことを、行く末のことを心配しておられたということをお聞きしまして、そうした思いに答えられる施設を、やはりしっかり造んなきゃいけないという思いを、私は強く改めて思ったところでございます。

それで、今回の構想では、和光園の移築整備に併せまして、既存施設をリノベーションし、グループホームに整備したいということでございまして、具体的には、現在の建物の構造からみまして、男女別に９床、計１８床とれるんではないかというふうに考えております。

障がいには様々な態様といいますか、形態があるがあるわけなんでありますけども、吉城福祉会さんと意見交換なんかをさせていただき、現施設の構造をうまく活用すれば、上手に男女で分けられるんではないかなと、いうような感触もつかんでおります。

そして、なんと言っても今回、和光園との併設案というのを考えましたのは、和光園本体の人材が活用できるというところが一番大きいわけでございます。そしてそこに、２４時間体制の訪問看護ステーション、ホームヘルパーステーションというものを入れることで、医療と介護が一体となった障がいの施設を造ることができる、これが一番大きな魅力でありメリットです。

違うところに造りますと、同じ建物の中でぱっというふうな移動はできないわけであります。それが一体としてあるというのは、これは非常に大きなことである。ですから、同じ今の建物を使うことでそういった効果もあるんだというふうに考えたところでございます。

加えて、私がかねてから申し上げておりますとおり、低所得者の生活困窮者への支援というものも同時に行いたいというふうに考えておりまして、受け皿としての居室を数室設けるということも併せてやっていきたい。また、災害時に地域の防災拠点となるような、避難所スペースというものも考えていきたいというようなことを思っております。

それから、今度は費用の問題でございます。

全体の事業費なんですが、新築和光園の整備は以前より計画されておりまして、市の長期財政見通しにあたっての計画時点の概算では、４階建ての想定で、土地の購入整備費を含め、８億４，０００万円というふうに見込まれております。これに今回、既存施設の大規模改修が加わるわけでございます。

基本設計に至っておりませんので、現在、明確な数字を申し上げられないんですが、一般的な改修工事を前提にいたしますと、だいたい面積から考えると、３億円から４億円くらい、あるいはかかっても５億円くらいでおさまるんではないかと、いうふうに考

えております。

今の施設を取り壊して同じ規模のものを新築いたしますと、最低でも６億円から７億円、さらに解体費用が掛かるということですので、私としては、移転するあるいは別のとこへ建設するとなれば、そうした用地購入費も発生するわけですので、財政負担の面から考えると、今の施設を利用するのが最もいいんではないかということでございます。

こうした財政面と、併設の効果というものを総合的に判断いたしまして、和光園の隣地への移転新築、そして既存設備の大規模改修という方針を今回打ち出そうとしているころでございます。

そして起債のお話がございました。新築和光園は平成３０年度中に完成をさせたいということで、合併特例債の活用を予定しておるわけなんですが、既存施設の改修は議員ご指摘のとおり、合併特例債の活用は困難であるというふうに見込まれます。

今回の補正予算において福祉基金の積み増すというのは、もちろんそれも想定したものであるのは間違いではございません。ただ、合併特例債を活用する部分であってもこれは借金ですから、当然返さなきゃ行けない。で、借金に返す財源というのは本来、本当は、きちんと特定の基金なり減債基金なりに積んで用意をしておかないと、これは健全な財政運営は行われないというふうに思っておりまして、私はこうした、あらかじめ償還財源を基金で確保していくということについては、今後そういう方向でできればやっていきたいというふうに思っておりますので、今回はその観点で基金に積ませていただいていると、このようにご理解いただければと思っております。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長　柚原誠　登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、和光園についての２点目から４点目の質問について、お答えさせていただきます。

まず、２点目の４階建てによるエレベーターの取り扱いと、入所者のストレス解消についてお答えいたします。

現施設では、入所者の運動機能の維持と経費節減を兼ね可能な方には、階段の利用を勧奨しております。エレベーターを常時利用される方は８名おられます。

夜間は、万一の事故防止と、認知症などのある入所者にも配慮し、エレベーターを停止しておりますが、全てのベッドにナースコールを設置し、呼び出しがあれば即座に対応しております。

また、食堂と浴室が１階にあるため、毎日２階から１階への移動がありますが、特にストレスに感じておられる方はございません。

計画施設につきましては、現在、基本設計中であり、４階建てについても検討してお

ります。４階建ての場合は、最上階には比較的健常な方を集約し、食事は各フロアでとれるようスペースを設け、浴室もエレベーター付近に設けるとともに、各フロアにもシャワー個浴を設けるなど、現施設よりもむしろ水平移動の距離は、短くなるよう配慮したいと考えております。

続いて、３点目の職員の介護体制について、お答えさせていただきます。

現施設では、一人当たり月４回程度の夜勤があります。議員、ご指摘のとおり要介護度の高い方や認知症など様々な状態の入所者がおられます。計画施設においては、比較的健常な方をワンフロアに集約し、見守りセンサーや、今議会にもご提案しております介護ロボットの導入促進などにより、夜勤者の負担軽減を図りたいと考えております。

また、ご承知のとおり、元来、養護老人ホームは、社会的・経済的理由で入所した方の社会復帰を支援する施設であり、入所後に要介護度が上がった方については、特養へ適切に転所していただくことが前提となっております。このため、現在においても、運営法人である吉城福祉会に対して、そうした運用を働きかけるとともに、市内の特養に対しては、養護老人ホームからの受入れについて、配慮をいただくようにお願いしております。

４点目の障害者加算についてお答えいたします。

措置費に係る障害者加算については、平成１８年の厚生労働省通知に基づき、運用しております。要支援者・要介護者の介護ニーズは、第１に、介護保険サービスにより対応し、介護認定がなく介護保険サービスは受けられないが継続的な擁護を要する方として、療育手帳や障害者手帳所持者に対し、障害者加算を適用しております。

平成１８年の厚生労働省通知に準じ、このような運用をしておりますので、ご理解お願いいたします。

〔市民福祉部長　柚原誠　着席〕

○５番（森要）

ただ今、市長より熱い思いを聞かせていただきまして、私も１日でも早いグループホームのことも非常に賛成なんです。そして今の６億円という積み立ても大賛成なんです。むしろ、違う新しい土地に造ったらどうかということですよね。例えば建物についても今の改造費が３億円からひょっとしたら５億円もかかるかもしれない、むしろそんなにかかるのなら土地の購入費に充てたらいいのではないか。私はなぜそういうことを言うかというと、いつも市長が言われておるように「現場の人の声を聞きなさい」と。実際介護をしてみえる方に聞くと「４階ではとても無理なんだ」と。当初の２階建てならまだ、ワンフロアとかで見渡しができるということもあって、地元の方々のそういう意見は強いですよね。

私もせいぜい、２階までだろうと思います。４階にして先ほど健常者は２階で、２階でご飯も食べられるとなると職員も必要になります。それは措置費でみられるわけがないですよね。だから、人を一人、二人増やすんなら、市単独で増やすのかということも

あるんです。しかし、そのようなことをするよりも先ほども言ったように、新しい場所で、しかもその新しい場所には市長が言われたような障がい者のグループホーム、介護ステーションも併設して、将来３０年もたないのなら、また３０年そこの場所でできるような土地に。私、これを言ったときに、いくつか頭の中に候補地はあるんです。そういう場所に見据える必要があるんではないかということを言っているんです。

私は、財源は非常に掛かってもいいと思うんです。しかし、大きなことをやるには、今のグループホームとか新しい全国で初めてのようなことをするためには、国とかの補助金があるのかどうか、市単独でやることなのか。これは先ほどの説明の中にはなかったですよね。お金は大体概算請求では新築は８億４，０００万円、あとのものにつきましては・・・。その他の財源は市単独でやるのか、それともこの差金でやるどこか有利なものを借りてやるのか。もし、市単独でやるなら私が思うのは、いつも言っておりますように地元の企業を使うべきだろうと。

例えば、飛騨は山に囲まれておりまして、森林資源を活用しない手はないと思います。内装は木材を使って、木のぬくもりを活かした取り組みとか従来の張り合わせの集成材でも非常に今は、よくなりました。繊維の方向が直交できるようなそういった集成材を合わせたＣＬＴ工法というのがありまして、これに基づいてすでに老人施設のための工法で作っておるんですよね。ですから私は、クロス・ラミネイティド・ティンバーというＣＬＴ工法というのは、非常に高い耐震性を持っているんです。そして、断熱性にも優れています。それで、木材の新築も可能なんですよね、飛騨の木材を使って。そうしますと、障がい者グループホームの新築には、全建総連とか地元には沢山ありまして、非常に苦しくてもがんばってみえますよね。そうした方々のアイディアをいただきながら、地元の大工さんをはじめとする建築関係者の活用を図れば、地域の活性化とか経済が回る仕組みもできるのではないかと。そんな意味で、腰を据えて。３１年まではできないわけですから、それまでの間にしっかりとそろえてじっくりと計画することを提案しているわけであって、反対ではなくて、大賛成の中で、むしろそれよりも違うところに。

先ほどの老朽化ではなくて耐震性も大丈夫だと言われましたけども、私は、地元の意見を聞きますと、建物の中に配管してあるそうです。それが錆びてしまって、いつ破裂するか分からないような状況であると。そんな状態のものを今、大改造するとして３億円も４億円もかける必要があるのか。私はむしろ、本当に障がい者の方々また、その家族の方々が理想とするような意見を聞いて、介護する人の意見を聞いて造るべきではないかという提案しているわけです。

これは今後、後の委員会でもお話すると思うんですが、大前提はそういうところにあるんです。今の質問では市長がやろうとする新しいものについては国の補助とかそういったものあるのかないのか。それから今の新しい場所での新築についても、私は本当に可能だと思っているんです。４階建てになったというのは、私達議員は、納得して賛成したわけ

でもない。先行して、もう４階建てで実施設計しているというのは越権行為ではなくて、早すぎるんではないかなと。まず、皆さんは、私たちにしっかり説明をして、「４階もやむをえないな。それでいいな」というときに４階建てを造ってくださいとコンサルに出すのならいいんですど､それをやる前にもうすでに４階建ての実績を組んでいるというのはちょっと早すぎるのではないかと。もっともっと、コンセンサスを得てから、本当に４階でいいのかどうか｡それを前もってじっくりと考える必要があるのではないかという気がします。

私は今の再質問では、市長がやろうとする財源はあるのかないのか、単独なのか、それを聞かせてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市長（都竹淳也）

財源の問題でございますが、今、実はこうした施設に補助はほとんどつきません。特に障がい系の施設というのは、ほぼつかないといったほうがいいと。つかないものだと思った方がいいというのがもう定説といいますか、我々の中では常識でございます。したがいまして、これらは基本的には全額市で建設をするという前提になるわけでございます。

それから４階建ての話なんですが、確かに議員おっしゃるような縦に長ければそれだけの負担が掛かるというのは当然でありますが、一つのフロアの大きさ、ここによるところが結構大きいわけであります。

より介護が必要な方が多い特別養護老人ホーム、この飛騨市内を見ても複数階建てのほうがむしろ、多いわけでございます。そういうことを考えますと、もちろん、平屋建てが一番便利です。その次は２階建て。比較的低層階がいいというのは間違いないわけですが、また改めて現場でも聞いてみたいと思います。

確かに低い方がいいのは間違いないんですが、４階建てで非常に支障をきたすのかどうかということについてはもう少し聞いてみたいと思います。今のところ、私自身はさほど違和感は持っていないというのが現在のところでございます。

○５番（森要）

ありがとうございます。この件については非常に大事なことですし、全国で初めてやることで、そういった取り組みはないということで私も大賛成なので、もう一度そういったことを要検討していきたいなと、思っておりますのでよろしくお願いします。

次に、百足城跡公園整備事業についてでございます。

百足城跡の公園整備の事業の背景、目的をみますと、市民が歴史を学び、自然を満喫しながらくつろげる公園として整備するとあります。私は、大変価値あることで多いに賛成です。そして、飛騨には、蛤城跡、小島城跡、野口城跡、小鷹利城跡等数多くあり、それらの地区では、草刈りや、補修等地道に活動してみえる方がみえます。こうした飛

騨の山城に目を配り、後世に伝えていくことは大切です。百足城跡公園整備事業の概要と今後の展開を伺いたいと思います。

まず、１点目の質問です。事業概要では、調査委託、土地購入、立木補償とありますが、具体的になぜそれらが必要なのか。また、土地購入後の管理、市の公園としての位置づけはどうなのか、それをお伺いいたします。

２点目の質問は、私は以前、応永飛騨の乱６００年にあたりまして、２０１１年３月に「姉小路と廣瀬」の記念誌を刊行しまして、その編集の責任者として携わってまいりました。この記念誌に飛騨の山城の最新版が掲載されております。その当時、調査しますと、山城を管理する地区、団体等では、草刈りや、補修等地道に活動してみえました。ただ、立木が生い茂り、せっかくの眺望もできないところや、案内板・標柱が古くなり高齢化等により、その管理ができない場所も見受けられました。

市民の憩いの場の創成と、飛騨の歴史に思いをはせ、故郷に誇りを持ち、貴重な財産を後世に伝えること、飛騨の魅力を発信する事を目的とした山城公園整備計画を提案しますがいかがでしょうかお伺いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

百足城公園の整備についてでございます。私からは２番目の点につきましてご答弁申し上げたいと思います。山城公園の整備計画というお話なんですが、飛騨市には、蛤城跡、小島城跡、百足城跡などの城跡が多数あり、これらは故郷が誇れる大切な歴史財産として、しっかり保全しながら後世に伝えていかなくていけないと考えておるところでございます。

また、こうした城跡を市民の皆さんに気軽にふれあい、親しんでいただけるようにしていくことは、歴史的な資産を荒廃させないということにもつながるのではないかなと考えておりまして、少しずつではありますが、順次、手を入れていきたいという気持ちを持っております。その中で、議員ご提案の「山城跡公園整備計画」につきましても参考にさせていただきたいと思っているところです。

なお、百足城跡ですが、国道４１号などの幹線道路に接しておりまして、非常に行きやすい。古川の街なみを一望できるということで、結構、穴場的な展望スポットでありまして、私も小学生のころ、よく遊びに行った記憶がございます。最近、立ち木などが随分生い茂りまして、非常に残念な状況であったということで地元の方々を中心に環境整備の強い要望があったということで、今回、不要な樹木の伐採を行って歩きやすくするほか、カエデなどの彩り豊かな木を植えまして、楽しんでいただけるようにしたいというようなことでございます。いずれにしましても全般的に少しずつ、少しずつ手を入れていきたいなと思っておるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長　青木孝則　登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、調査委託、土地購入、立木補償の必要性。公園としての位置づけについてお答えいたします。

百足城跡の公園整備事業では、雑木の除去とカエデなどの広葉樹の補植、遊歩道、駐車場を整備する計画です。今回の６月補正では、この公園予定地内にある民地の用地買収や立木補償及びそれに伴う用地測量・補償調査費を計上しております。

なお、整備後の維持管理につきましては、都市公園として、地域住民との連携、協力をいただきながら、適正に管理してまいりたいと考えています。

〔基盤整備部長　青木孝則　着席〕

○５番（森要）

ただ今、市長から非常に力強いお言葉をいただきました。例えば小島城とか野口城。今、小島城も地元の方が一生懸命やってみえますよね。市長の答弁を聞かれて本当に心強く思われたと思います。これがお客さんを呼んでこられる魅力になるかどうかは別としまして、地道に地元がこういったことをしたいということがきたときには、ぜひ整備計画を立てて。限られたお金ですので、順次、そういったところからやっていただきたいと思っております。

それでは３点目の忠霊塔公園の整備についてお伺いいたします。

５月２１日、土曜日、戦没者追悼法要に参列しました。地元の方から、忠霊塔の桜の枝が落ちたり朽ちかけたりしており、なんとかできないかとの要望を聞いていたので、戦没者追悼法要の際見ることとしました。やはり、その話は本当で、折れた枝が幹と枝にひっかかっており非常に危険な状態でした。また、朽ちかけている桜も多く見受けられました。

この忠霊塔は、昔、子供のころ、古川祭の後ふきとして、また、桜の花見として親に連れてもらい、大層賑やかであったことを思い起こします。フジ園も再整備され、市民の関心も高く、新たな憩いの場として、忠霊塔にふさわしい公園を整備することが望ましいと考えております。そこで、忠霊塔の管理と今後の整備について、次の２点をお伺いします。

１点目、忠霊塔公園の土地の所有者と、その範囲や管理者は誰で、現在どう活動されているのかをお伺いいたします。

２点目、忠霊塔にふさわしく落ち着いた、公園整備の計画ができないかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長　柚原誠　登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

１点目の、公園の土地所有者、その範囲、管理者についてお答えさせていただきます。気多公園は、古川祭の後ふきや、桜・藤の名所として、多くの市民に利用されてきました。一昨年の大雪で、藤棚が大きな被害を受けましたが、飛騨信用組合のご支援により美しく整備され、５月２２日に開催しましたオープニングイベントには、多くの皆様に参加していただきました。

忠霊塔のある気多公園は、林昌寺様が建てられた二十五菩薩等を除いては、そのほとんどが市の所有となっております。

東屋については、忠霊塔奉賛会で管理していただいております。また、今回整備されました藤棚等の施設と敷地は、飛騨信用組合が所有し管理しています。当面は、今よりも、市民が使いやすくなるように、草刈や木の剪定等の環境整備をしっかりと行っていきたいと考えております。

なお、気多公園にある桜は、市民が自発的に植えられたもので、所有者も明らかでありませんが、市において一体的な管理を進めてまいります。

２点目の忠霊塔にふさわしい公園の整備計画についてお答えさせていただきます。

今後の活用につきましては、昨年度、藤棚の整備に関連し、「気多公園利活用検討会議」を開催し、その中では、四季を通じて利用できない、アクセス道路が狭い、聖地的な意味を大切にしたい、藤が元のように再生してから公園の活用を考えたいなどの意見が出されました。

飛騨信用組合からも、四季を通じて市民が楽しんでいただける場所として欲しいとの強い要望があることから、イベント等を定期的に開催するなどし、より市民に楽しんでいただける公園となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔市民福祉部長　柚原誠　着席〕

○５番（森要）

今のぜひともそういった検討委員会等の整備につきましてじっくり検討してやっていただきたいと思います。

最後に観光誘客についてお伺いいたします。

市長は、飛騨市の将来像である「元気で、あんきな、誇りをもてるふるさと飛騨市」の創造に向けて、３つの柱で予算を提案されました。その一つの柱である、「強みを活かした元気な飛騨市づくり」で、特に観光面で次の４点についてお伺いいたします。

１つ目は、レールマウンテンバイク渓谷コースの整備等について

昨日も２件ほどレールマウンテンがありましたが、私は、その２件と違った意見を持っております。それは、私は以前、観光協会の専務として仕事をしていました。そのとき、このレールマウンテンバイクの管轄は観光協会でありまして、その運営管理に携わ

ってまいりました。

当時、このマウンテンバイクは政争の具となりかけていましたが、私は、このレールマウンテンバイクは新しい神岡の観光の目玉になると確信し、当時は週に１回しか使えなかったその需要ですが、粘り強く市の担当者と協議を重ね、安全対策、お客様への接客や、ただただイベントをやるのではなくて将来のものになるのだから、神岡の皆様の理解と協力体制の確立などを積み上げて活動して実績を積み重ねてきました。

私は、レールマウンテンバイクの経営計画を策定しました。３００万円ほど積み立てをしたんですが、これからなら年間を通して市と貸していただける契約をしていけば、観光協会がやらなくても他のところがやれるということで、現在のＮＰＯ神岡・町づくりネットワークを選定しまして、そこに経営を委譲しました。その後の実績は、皆さんご承知のとおりで、昨年は、利用客が４万人を超えるにいたりました。

私は、このレールマウンテンバイクは、市長も言われましたが、地域活性化の一つとして、大いに応援していきたいと思っております。しかし、６月８日に産業常任委員会の管内視察がありました。

私は、今まで関わってきた経験から、今のところからの延伸なら、さらに利用客の増加が見込め、観光客の満足度が高まりまして収益も上がると考えています。そういった実績を積んで、体力をつけてからそこではじめて次のコースへと考えていましたから、管内視察のとき、市の担当者から渓谷コースありきの前提で説明されたので、とても違和感を覚えました。

この渓谷コースには、安全の面もそうですが、新たな駐車場の問題、管理施設はどこに置くのか、管理運営はどうしていくのか、採算性はあうのか、利用客の設定はどのようにしていくのかを十分検討する必要があると私は考えていたんです。ただ成功したから、飛騨市の全体の観光の起爆剤だからというだけでは、ちょっと軽率ではないかと私は考えます。

市の大きな投資を引き出すには、ＮＰＯとしても整備の概要計画書を策定し、それを市が検討して、私が思っていた延伸コースよりもこのＮＰＯが主張する渓谷コースを選定した方が良かった、今回の渓谷コースの利活用調査が、これがいいんだということで判断したのならいいんですが、市は、そのような検討はされてきたのか。検討してきたのなら、なぜそのような全体計画書の結果を私たちに知らせてくれなかったのか。はじめから渓谷コースというのは、ちょっと違和感を覚えました。

２点目の質問です。渓谷コース利活用調査委託及びレールパーク利活用調査委託の委託ですが私からすれば非常に高額です。先ほどもコンサルに対してのいろいろ、専門家に任せたほうが得だとかいろいろ言ってくださいましたが、なぜこの仕様書というものがみえてこないんですね。自分たちが利活用するためにはどうしたらいいのかというのは、自分たちが考えるべきであって、こんなに高額なお金が必要なのか。仕様書の内容が不明ですので、それを聞きたいと思います。

次に、まちなか観光案内所開設についてお伺いいたします。

受け入れ体制の充実として、私は、委員会で空き家の旧野七商店さんをまちなか案内所として再開出来ないかと提言してきましたが、その実現は難しいとの答弁を聞いて半ば諦めておりました。しかし、今回まちなか観光案内所開設の予算を見て、大変驚き、感激しました。観光スポットの案内、観光客の動態調査、今後の市の観光施策に大いに参考となるばかりか、観光客に飛騨古川のおもてなしを感じてもらえ、滞在時間の延長に一役も二役も貢献することは間違いありません。

市長は、バリアフリーの観光づくりを目指しておられますが、市内には、トイレが良く整備されておりますが、障がい者の方のトイレが不足しています。今回、障がい者用のトイレの予算は計上されておりませんが、将来それができる想定で、改装していただきたいと考えますがいかがでしょうかお伺いいたします。

最後に、３つ目の質問でありますが、野麦峠を越えた女工のストーリーと広域の交流促進についてです。

市長は、かつて、河合振興事務所の３階に、野麦峠を越えた女工さんの資料があり、感激した旨の発言をされました。私も関心がありましたので、後日それを拝見させていただきました。大変貴重な資料や写真が多く、これなら、飛騨市古川町の空き家を利用して展示し、高山市の陣屋のように館内案内人が説明すれば、滞在時間が伸びる一つの手段となります。この実現には、収集された河合町の方々の協力はもとより、空き家の選定、運営面の問題と、核となる人材が必要です。かつて、新しい魅力づくりとして、レールマウンテンバイクを成功に導いた観光協会や市の検討委員会等を作って野麦峠を越えた女工のストーリーと広域の交流促進をテーマにした計画書の作成を検討していただけないかお伺いします。

野麦峠を越えた女工さんをキーワードにした展開の一つに長野県や富岡製糸工場が文化遺産に登録された群馬県など広域の交流促進もとても大事だと考えますが市長の見解をお聞かせください。

最後の４つ目がありますが、私の質問は以上とさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

まず、レールマウンテンバイク渓谷コースの件についてでございます。

いきなり渓谷コースの話が出てきているとの話でございますが、この話は元々全体の構想がございまして、猪谷までの構想がＮＰＯの方にございまして、その中で今、渓谷コースの検討がされている。一番の問題は、今の鉱山前駅から二ツ屋の間に長大な３キロメートルのトンネルがございます。しかも、そこに落石があって対策を行って、まっすぐ行けない状況になっている。

問題は３キロメートルのトンネルをどうやってお客さんを運ぶのかというのが一番の実は問題であります。それでその計画も実際は入っているわけなんですが、先行させて、渓谷コースのその次の、二ツ屋から漆山の間を先行させようじゃないかというのが今回の話なんです。当然、そういったことの中で協議を続けてきたこういうことでございます。

私自身も、ＮＰＯの方々から構想全体の説明も受けておりますし、市として大変重要なプロジェクトであるとの判断をベースに予算を計上しているところです。私は市の姿勢として、計画が上がってきて、それに判子押して出すというのではなくて、これは、飛騨市の魅力づくりであり、飛騨市の資産である、これは市役所の資産である鉄道の軌道敷きを利用したものでありますから、その計画のプロセスの中で、一緒になって議論しながら計画を作っていくと、それが本来ではないかというふうに考えておりまして、初期の段階から市とＮＰＯが連携して計画していくんだという考え方でおります。

したがって、今一緒になって私も実際に見てまいりましたが、どこの落石の対策をどうするのか、駐車場をどこにおいて人をどう運ぶのかと言うことについて一緒に議論しながらやっていくということでございまして、そのような考え方の中で進めて行きたいと思っておるところでございます。

したがって、先ほど申し上げましたような駐車場の場所の問題、管理施設の場所の問題、運営の仕方の問題、そもそも今のところからどうやって人を運ぶのかという問題そのあたりも含めて議論していくということになろうかと思っております。

委託については後ほど企画部長から答弁をさせます。

それから、まちなかの観光案内所の件といいますか、トイレの件でございます。

この「バリアフリーの観光地づくり」というのは、私の目指すところでございまして、今回も池ヶ原湿原の遊歩道、あるいは安峰山展望台の遊歩道というところでバリアフリーということについて計上しておりますけれども、障がい者用のトイレの増設も非常に重要なテーマではないかというふうに思っております。

現在、古川の市街地の身障者用公衆トイレは、市役所前駐車場、馬場地下道、若宮駐車場など６箇所に整備されておりますけども、今後の観光客の動向を踏まえて必要性を見極めたうえで、新たな場所への設置も考えていきたいということでございます。

また、観光施設内におきましても、「まつり会館」ですが、障がい者用のトイレが設置されておりますけども、オープン当時の地下にある、これではとても行けないという話も伺っておりまして、こちらもできるだけ早く対策を打ちたいと考えております。

また、トイレの中なんですが、障がい者用の仕様だけでいいということでは実はありませんので、非常に重度な身体の障がいを持った方になりますと、オムツをしてらっしゃいます。これは成人、大人であってもオムツの交換が必要なわけでありまして、そうしたベッドですね。ある程度体の大きい方も横にできるベッドがないと、対応ができないということがございまして、それも検討課題であるというふうに認識しております。

それから、今回の「まちなか観光案内所」ですが、所有者のご好意で、旧店舗部分を便宜的に借用させていただくということで、必要最低限の改修としておるものですから、残念ながら障がい者用トイレ設置までは、なかなかいたらないという現状でありますのでご理解を賜ればというふうに思っております。

それから、野麦峠の件でございます。

２点ございましたので、併せて答弁させていただきますけども、先程ご紹介いただきましたが、女工さんたちをめぐる歴史ということにつきまして、市長就任の翌日でございましたが、河合の振興事務所へ行きまして、大変貴重な資料が展示されているというのを見まして本当に驚き、また、これを飛騨市の貴重な財産として改めて光を当てて、しっかりＰＲしていかなくてはいけないということを強く感じたわけでございます。

そうした中で、４月１２日に飛騨の語り部としてご活躍をされておられます鮎飛定男さんからお話を頂戴いたしまして、野麦峠を越えた女工さん達の真実に迫るドキュメント映像「シルク岡谷」というものの上映会を、この市役所の中で開催させて頂いたわけでございます。その際に、野麦峠に関係する岡谷市、伊那市、高根観光協会の皆様方が来庁されまして、その際も私の方で今後の交流についてお話をさせて頂いたということでございます。

このドキュメンタリー、非常に印象的でございまして、「あゝ野麦峠」というのは、いわゆる「女工哀史」で語られるわけでありますけども、むしろ笑顔あふれる幸せな女工さん達の姿を日常生活というものを伝えようとされていたということは、私、非常に強い感銘を受けまして、逆にそうした幸せな歴史の中に、女工さん達が結んだ飛騨市と信州の「縁（えにし）」というものを強く感じたわけでございます。

私はそうした観点の中で、もう一回この貴重な財産に光を当て、そしてできれば、それを市のしかるべき場所で展示をして、常時、女工さんたちの歴史に触れていただくというような所が必要ではないかということで、議員からもそのご提案がありましたが、全く私も同感でございます。具体的な展示の仕方・方法、また関係市町との交流ということにつきましては、まだ私自身、正直言いまして漠然としたイメージでございますので、これからいろんな方と語る中で自分の中のイメージを固めて、やって行きたいというふうに思っておりますし、また、飛騨市観光協会ともご相談しながら、市あるいは観光事業者が一体となって計画していけるようにしていきたいという思いも持っております。

また、これは特に長野県との交流が鍵になります。特に岡谷市、松本市との連携というとこが重要でございまして、私今度、７月の中旬に両市を訪ねまして、市長さんにお目にかかりまして、あわせて関連の施設を訪問して事情を聞いてきたい、ということを思っております。私としては女工さんあるいは、この糸、絹というものをキーワードにしまして、いわばこう、「飛騨・信州シルクロード」というような交流ができればというふうに思っておりますので、そういった方向に向かって一歩踏み出していきたいと考え

ているところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長　水上雅廣　登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

それではレールマウンテンバイク渓谷コースの整備等についてのうち、委託料の積算根拠ということでございますので、私の方からお答えさせてもらいます。

今回の委託事業では、これまで市長が縷縷述べてこられたように、渓谷コースの実現を目指す上で、これまでコンサルタントに委託してきた成果品、これを基にＮＰＯ側との協議をしていくところで、それを踏まえ、第３者、有識者を考えておりますけれども、そうした方を交えて、工事内容のまとめとその測量設計について委託したいと考えております。

これを前提に必要と思われる法面等の安全対策工３箇所、それから三つの橋梁の安全対策工これを実施する場合の設計等業務について概算見積もりを徴収して３３０万円という予算を計上させていただいております。発注段階においては、当然、内容を精査し可能な限り事業費の縮減を図るように努力していきたいと考えております。

それから、レールパークの利活用に関する調査委託については、現在神岡鉱山前駅にある車輌、これを奥飛騨温泉口駅まで移動し保存活用する計画について、長らく起動していない車両の動作確認と、移動に際してレールや枕木が荷重に耐えられるかどうかの確認作業を行うものです。

積算根拠としましては、車輌の動作確認について最大７日間程度を要すると想定し約１８０万円、軌道等の調査については２．９キロメートルの軌道や道床、鉄路でありますけれども、及び分岐部を調査し状態の確認を行うとともに、枕木等の補修設計までを行うことを前提に、いずれも専門事業者から見積りの提示を受けまして約３３０万円の積算となっています。これに関しても、発注段階において精査をおこない経費の縮減に務める予定です。

今回の調査によって、具体的な事業費、実施上の課題が明らかになると思われますので、その結果に基づいて、事業費の確保を含めた検討を行い、どのように事業を実施するかをＮＰＯとともに協議しながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

〔企画部長　水上雅廣　着席〕

○５番（森要）

ありがとうございました。最後の質問ができませんでしたが、野麦峠は非常に大切です。私も案内をしておりまして、お客様の反応は非常にいいです。実際これは新しい魅力になると思いますのでぜひお願いをいたします。

ただ、この「女工」ではなく「工女」というのが正式名称でございますので、私ども改めて「女工」ではなくて「工女」ということでいきたいと思います。ありがとうございました。

〔５番　森要　着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛德）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後３時３５分からといたします。

（　休憩　午後３時１８分　　再開　午後３時３５分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛德）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に１０番、洞口和彦君。なお、質問中説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔１０番　洞口和彦　登壇〕

○１０番（洞口和彦）

いよいよ本日の最後になりました。時間が下がっておりますので、簡潔明瞭に進めたいと思いますが、何しろ性格が性格ですのであまり期待しないように。質問を始めたいと思います。

１問目は、６月補正予算、肉付け予算についてご質問いたします。

新市長の目指す飛騨市「元気で、あんきな、誇りの持てるふるさと飛騨市」を実現するために一般予算９億０，７３２万円の補正予算が計上されました。３月より１７会場で実施された市民の皆さまとの意見交換会における要望や課題を早期にまとめた今回の補正予算は、早期に着手すべき事業や市長の重点的に実施すべき施策を中心に編成したとのことですが取り組む施策について具体的に伺っていきたいと思います。

１番目に、市民との意見交換会１７会場を受けて。

市民と市長の意見交換会は市内１７会場で述べ１，２３０人以上の人が集まり、３１９件の貴重な意見をいただいたと報告されています。６月１９日に開催されました少年の主張大会、１６名の方が主張されました。まさに教育長が求めているふるさと学習の成果と飛騨市の将来を思う生徒さんのしっかりした考えにとても感動いたしました。

人口減少について提言された素晴らしいものもございました。この少年の主張大会は、意見交換会の１８番目の会場であったと思っています。

さて、意見交換会の成功は融和と対話を基本姿勢とした市民の皆さまのご要望やご提案に、実現する方法で良い結果を求めて工夫とチャレンジを積み重ねてゆく姿勢が市民の共感を呼び、新しい市長に対する期待の大きさの表れだと痛感いたしました。

この意見交換会を通じ市民の皆さんの気持ちをどのように受け止め、期待をどのように市政に反映してゆくのか、またご意見を反映した特徴的な施策について伺いたいと思います。

２番目に、６月補正予算（肉付け予算）の概要についてお伺いいたします。

今回の補正予算は要望を踏まえた政策的経費や新規事業を盛り込んだもので、全体的には、早期に実現の方向性がとられています。まさに期待を裏切らない提案がされていると思います。

特にマウンテンバイク渓谷コース実現では、計画され実現を夢みているＮＰＯ法人神岡・町づくりネットワークに委託し調査を行うことです。一昨日の新聞ですが、このような記事が某新聞に載っておりました。この資料は、１番に発言された野村議員のようには大きくございませんが、インパクトはそれ以上のものがあると思います。まさに輝く岐阜の女性たちという名目で、タイトルは「ガッタンＧＯの活力発信」という形で掲載されています。ちなみに一つ紹介しますと、「ここは列車が走っていて、町の発展を支えていたんだよ。と神岡のルーツを伝える一つの象徴になって欲しい。そのためには、無事故事業を継続し少しずつでも活力を発信していきたい」と力を込めて、田口さんは語ってみえます。まさに、実現に大きな後押しになってくるものと確信しています。

また今回の施策の中で、全国に目を向けた飛騨市ファンクラブ事業は、発想が豊かで飛騨市の魅力発信に期待するところです。池ヶ原湿原遊歩道整備では自然観光地としての魅力発信も大切ですが、維持管理、草刈等の配慮も必要だと思います。「小さなまちづくり応援助成金制度」の新設ではまちづくりの活性化に大いに期待するところです。介護が必要な高齢者や障がいのある方々、生活困窮の方々など弱い立場の方々の暮らしに丁寧に目を配り、そのお一人おひとりの思いに寄り添えるような、きめ細かい支援を今回の予算編成に当たり最重点としたいくつかの予算計上があり、お一人おひとりの思いに寄り添える、きめの細かい支援の実現は難しいものがあると思いますが、意気込みと施策は大いに期待し賛同します。

私はこの施策の中で一つ、ご質問いたします。先端科学都市構想推進です。平成２６年１月に発表した報告書ですが私も何回も読ませていただいていますが、この構想は研究者の方々のより良い住環境の整備と飛騨市の地域活性化を目指したものです。

先の構想では中核施設を整備し体験型学習施設で見学者向けの展示や講義、科学と触れ合う場、セミナーハウスでの宿泊施設や研修・会議機能を設けるとなっていましたが、今回は宙ドームの展示施設の整備と研究者の宿泊施設への機能転換、空き家利用が提示されています。できることからやっていこうということなのか、または、全体構想の一部変更なのかについて伺いたいと思います。今後セミナーハウス等の実現への展望はどのように考えているのかについても伺いたいと思います。また、この事業での地方創生の推進交付金の支給される、総合戦略としての可能性や展望についてあるのかないのかを伺います。

３番目に、生活道路等緊急整備事業についてお伺いいたします。

建設業界を取り巻く環境は、依然として厳しい現状です。公共事業の減少、将来を担う若手技術者の減少、若年労働者の建設業離れ等課題が山積です。苦しい中で、市長の前向きな創生への姿勢に「飛騨市の社会基盤の見守り隊」として役割を果たしていきたいと頑張ってみえます。

市長は生き残り策として、「いかに国、県よりの事業を持ってくるかが重要な課題」と言ってみえますが、今回、国の補助事業の減少に対応して早速、生活道路等緊急整備事業に２億０，３８０万円を計上されました。市民、地域からの要望でもインフラ整備の要望が多く生活環境の整備は重要ですので、有効に使用して欲しいと思っています。

昨日、森下議員の質問にも答えられていますので、３月予算の中で補助事業は要望に対してどのくらい削減されたのか、今後の方向性について、また若干お聞きしましたが、その影響についてあれば伺いしたいと思います。

また、この補助金の減少が続けば、今後次のような問題が起こります。

１つ目には、発注工事が不安定で雇用の確保が難しいということ。２つ目には、基盤産業の建築業の経営体力の低下が進むということ。３つ目には、道路除雪オペレーターの確保、育成が困難になってくるということ。４つ目には、気象変動による災害、雪害時の応急・復旧行動の機動力の確保が非常に困難だということです。

その場その場での緊急対策も必要ですが、展望と将来を見据えた対策が必要だと考えます。将来にむけてどのような取り組みを行い、どのような展望を持っているのか伺いたいと思います。

また、ひだ管設備協会では、大切なライフラインの安定した水の供給のために、耐用年数４０年を超えた水道管や、石綿管、鉛管の計画的な交換を提案してみえますが、水道管の交換整備の今後の計画についてどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

４番目に公共施設等総合管理計画策定事業についてお伺いします。

公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、公共施設等総合管理計画策定委員会で検討して今年度の計画策定を目指すとのことですが、それに伴い次の２点について伺います。

１点目、旧山田小学校は本年度中に取り壊しの方向で進んでいると聞いていますが、計画策定後ということになるのか、取り壊しを検討しているのかどのような状況にあるのか伺いたいと思います。

２点目は、３月議会で神岡会議所移転について、移転を１年伸ばし移転先を市長も一緒になって検討すると言われていますが、選定は進んでいますか。また移転先によって管理計画に影響するのかお伺いしたいと思います。スムーズな移転を望んでいますが、移転に伴う助成、支援等はどのように考えてみえるのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

まず、６月補正予算につきましてのお尋ねでございます。

まず一点目、市民との意見交換会１７会場を受けてということでございます。今回、多くの市民の皆様に参加をいただきました。非常に多くの方から前向きなご意見、積極的なご提案をいただきまして、本当にまた身近なテーマもさることながら、市全体を見据えた大局的なご意見が多かったのが非常に印象的でございました。

内容は極めて多岐にわたったわけですけども、その中でも、特に各地域にとっての誇るべき地域資源をもっと活用して欲しいというご提案が、全体のおよそ２割程度、分析してみるとございます。いかに市民の皆様が地域に対して誇りを持っていらっしゃるかということを改めて実感したところでございます。

また、その他目立ったものとしましては、空家問題、公共交通の見直し、それから高校の統廃合を含む学校や子どもをめぐる環境に関係するご意見、そうした生活に密着したご意見もございましたし、市長と今後もずっとこうした意見交換会をやりたいんだ、というようなご意見も多くいただいたところでございます。

私としましては、実現できるものはとにかく順次、実施してまいりたいということで、できるものからこの補正予算の中に反映させたところです。

先ほど議員からも何点かご紹介も頂戴いたしましたが、その他のものを例えていいますと、例えば空き家でございますが、やはり空き家に対して何とか活用できないものかとのご意見が随分ございました。私もそういった中で並行して現場の状況なんかをうかがってみているわけですが、一番大きな問題は水回りの問題があるということが意外と大きい。

それから、人に貸そうにもきれいにしないと借りてくれないというようなご意見もございまして、そういったところに何か手を打つ必要があるのではないかということを、実は並行して考えておりまして、それで今回、修繕費用の支援をし、さらにそれを賃貸で貸せると、つまり賃貸をすることを前提に修繕をするということで空き家を流動化できるのではないか、ということでそういった予算も今回組ませていただいたところでございます。これにあたりまして、不動産関係者の方々のご意見も伺いまして、実施をしているところでございます。

それから昨日、中村議員のご質問のときも申し上げましたが、今回本当に印象的であったのが、繰り返し申し上げることになるのですが、河合の意見交換会、小学校４年のお子さんが山中和紙を自ら自分でＰＲしたいというご意見をおっしゃって、本当に子どもさんが自分のふるさとに熱い思いを寄せて、何とかしたいと思っておられる姿に私は大変感動いたしまして、その場でとっさに「子ども大使に任命しましょう」という約束をしまして、名刺も作って、ちゃんと活躍してもらえるようにしますということをその

場で申し上げました。今回の補正予算で「ふるさと子ども大使事業」ということで、申し上げたことそのままを事業化させていただいたところでございます。

あと、資源の活用です。皆様方からは随分多岐にわたる資源のご提案があったわけでございますが、その中でエゴマとか薬草、また池ケ原湿原や天生湿原、スーパーカミオカンデなどの宇宙線研究所の研究施設の存在といったことについては、早速事業化をさせていただいたというところでございます。

また、市民の皆様方が非常にまちづくりにかける姿勢が非常に強く皆さんお持ちだということも考えておりまして、個別に色々なご要望もあったのですが、私としましては、一挙に何か応えられる方法はないかということで、市民提案・コンペ形式というような、これは３月議会で仲谷議員からもご提案がございましたが、こういったものも含め合わせまして「小さなまちづくり応援助成金」というものの設置も盛り込ませていただきました。

また、先ほど申し上げたような継続した対話の場ということで、市長室開放日、移動市長室、そして意見交換会の継続的な実施ということもその場で申し上げてきたところで、ちなみに申し上げますと市長室開放日は８月９日火曜日に、移動市長室は８月５日金曜日に神岡振興事務所、９月３０日金曜日に宮川振興事務所、１０月６日に河合振興事務所で、それぞれ午前９時から午後９時まで、私ずっとおりまして、気楽に来ていただくということでやりたいと思っております。

それから、これも意見交換会の初期段階で、市民の提案を受けるような制度化してほしいというようなお話がございまして、職員の諸君が名前を付けてくれました。「どうやなＢＯＸ」、市長どうやなということで、今、各振興事務所に置いております。ちょこちょこ投函がございまして、私すべて目を通しております。そんなことも今やらせていただいておるというところでございます。

さて、それで２点目でございます。先端科学都市構想の件につきまして、これとの今回の予算との関係はというお尋ねでございました。

２６年１月に飛騨市が先端科学都市構想を発表致しております。スーパーカミオカンデなどの宇宙物理学研究を地域の活力につなげるということで、私は、一つの「理想的な姿」であるというふうに書かれたものというふうに理解しております。

実際にこれを読んでみますと、最後にこう書いてあります。「様々な事項について具体化を図ることが必要です」とこういうふうに書いてございます。つまり具体的ではないということです。私はこれを、具体化していくというのが今後の作業に。

しかし、その中では、これもその様に書いてあるんですが、市の単独では無く「国が直接、整備・運営する」という様なことが前提に描かれておりまして、つまりこれは、むしろ外の力を頼って実現をするという構想にまとめられておる。しかし現実問題として、いまこの時代の中にあって、国に整備をお願いするというのは、かなりハードルが高いことでございまして、実現は難しい。で、外に頼ろうとしている限り、おそらく将

来の見通しは描けない物と考えております。

したがって私としては、飛騨市の財政規模、飛騨市の体力でできることを、できるところからやっていく、というのがこの我々の姿勢であるというふうに考えておりまして、そしてその中で具体的な事業に賛同いただく、支援をいただく形で補助とかそういったものを頂いていくっていうことは、これはあると思います。まず自分でできることはやっていくんだ、ということが大事だというふうに考えております。

その中で今回の補正予算で梶田先生のノーベル賞物理学賞受賞以降、ニーズが高まっておる、もっと知りたいと、そういうニーズでございますが、それに対する展示の拡充、それから先生方からのご要望が強い、宿泊・研究施設の確保、そして合わせてセミナーハウスということを、検討したいという事を考えたところです。

特に宿泊・研究施設は、私も梶田先生にお目にかかったときにも、直接先生から急いでお願いしたい、ということを要望されておりまして、重力波望遠鏡のＫＡＧＲＡが２０１８年度より観測をスタートさせますと、旧の茂住小学校の跡地の今の建物では、全く入れないということで、非常に焦っておみえになります。

そういったことで、北部会館隣の建物をぜひ活用させていただきたいというご要望をお聞きしておりまして、それを前提に、代わりになる建物、公民館がいるわけでございます。それを夢館の改修という形で、ある物を活かすという格好でやりまして、なおかつそこにセミナーハウスを併設することができるんではないか、というようなことを考えまして、そういった構想を今回絵を描いてみたいと、思っておる所でございます。

それから、議員から地方創生推進交付金の総合戦略の可能性ということにお尋ねがございましたが、先日、地方創生の推進交付金につきましては、申請書の締め切りがございまして、国に対しては既に申請書を提出いたしております。これを提出いたしますと、「企業版ふるさと納税」の活用ができると。逆に言うとこれを提出して認められないと、企業版ふるさと納税が活用できないということでございまして、今これを国の方に出して、今後ヒアリング等あると思いますが、審査の結果を待って、また交付金なんかを活用していきたい。ただ、この交付金は、ハードに使えないもんですから、今回ちょうど上程しておるような調査部分、検討部分、展示に対する、今後展示を考えていく際の監修指導というようなところに充てていけるんではないかと思っておりますので、そういった活用していきたいと思っておるところでございます。

それから３点目の生活道路等緊急整備事業についてのお尋ねでございます。３月予算の要望に対してどのくらい削減されたのかということで、昨日も森下議員の質問に対してもお答え申し上げておりますけども、道路関連の補助事業としては、大きく３つの国の交付金を活用しており、社会資本整備総合交付金において道路改良関連、防災・安全交付金において道路修繕や橋梁補修関連、そして道整備交付金において、林道と一体となって整備される道路改良関連事業とこのようなことで３つでございます。

内示率ですが、社会資本整備総合交付金で３７％、防災・安全交付金は５５％、道整

備交付金は８３％ということでした。

このような国の内示状況や昨シーズンの除雪費が少なかったということで、建設業界も厳しい状況であることから、今回、補助事業として実施できなくなった継続中の道路改良事業や舗装修繕事業等、緊急性が高い事業について、減額分を起債の充当を行いまして６月補正に上程し、何とか影響を軽減したいというような配慮をしたところです。

併せて、将来に向けての展望というご質問でございますが、これも昨日、森下議員のご質問にお答えしましたが、好むと好まざるとに関わらず飛騨市の場合は、国や県の補助金を活用していかざるを得ない。国にお願いしていかざるを得ないということで補助金の動向に左右されてしまう宿命にあるという現実は受け止めざるを得ないと感じております。

そのうえで、防災上はもちろんですが、雇用確保や業態維持の観点からも、やはり、国や県に対して、必要性を理解してもらうということを意を強くしてやっていく必要がありますし、そのためには行政だけではなく、地元の声、経済界、そして議会の皆様のご支援もいただきながら、一致団結して声を届けていくことが大事ではないかと思っております。

また、これも申し上げておるところですが、飛騨地域３市１村でのタッグということも重要でありまして、特にこの飛騨地域３市１村の結束の固さというのは高い評価を受けております。そうしたことも含めまして、高山市、白川村、下呂市との緊密な関係を引き続き維持しながらやってまいりたいと思っております。

それから、水道管の話になりましたので併せて私の方からお答えをいたしますが、耐用年数を超えた水道管、石綿管に関する全体の更新計画は現在ありませんが、個々には次のとおり考えております。

まず、耐用年数を超えた管に対しては、一律４０年ではなく、実耐用年数を設定し、更新年度の平準化を図った更新計画といたします。石綿管については、漏水の原因にもなっているので優先的に更新を行っていきたい。そして、鉛管については、各家庭で管理される給水管ですので、基本的には所有者による更新を原則とします。道路に埋設された箇所においては、漏水により道路への影響があるため、破損が発見され次第ポリエチレン管に更新していくという方針でおります。

それから４点目ですが、公共施設等総合管理計画策定事業に関しまして、旧山田小学校の問題と神岡商工会議所の問題の２点がありました。

まず、旧山田小学校の取り壊しの件でございます。これは計画策定後かというお尋ねでありましたが、この公共施設等総合管理計画というのは、公共施設の予防的保全や複合化も含めた今後のあり方を検討するというものでございまして、各施設それぞれの存続について検討するものではないので、そういった点でいうと今回の取り壊し工事とは直接関係はしないということです。

旧山田小学校校舎の取り壊しですが、今年２月以降地元の皆様と協議を進めておりま

して、役員の方々には現地確認もお願いしております。その立会いの後、老朽化した既存フェンスに代わる外周フェンスを新設して欲しい、あるいは休憩場所を設置して欲しいなど１０項目にわたるご要望を受けました。早速、試算してみたところ、取り壊し経費を含めますと概算で約１億３，７００万円がかかるということでございます。

結構大きな金額となっておりまして、そういった中で、どういった整備の仕方が良いのかということについては、改めて慎重に検討する必要があると考えておりまして、例えば、神岡町内でグラウンドゴルフをする場所がほしいとのご意見もございます。ここをそれにと言うわけではありませんが、今後のグラウンドの跡地活用と整備内容については、そうしたご意見も含めまして広くご意見を伺いながら、来年度当初予算に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

それから最後に神岡商工会議所の移転についてお答え申し上げたいと思います。

神岡商工会議所の移転につきましては、神岡商工会議所内の移転検討委員会において、候補地の選定を重ねておるというお話を伺っておったところでございまして、６月１０日に開催された神岡商工会議所常議員会において、移転先を「旧神岡町図書館」にしたいという旨の報告がなされたというふうに聞いておったところでございます。

そして、先週でございますが６月２４日に、神岡商工会議所通常議員総会、私も出席いたしました。議員もその場に出席をいただいておったかというふうに思いますが、その際に、当日ご覧になられたとおり満場一致で、移転先候補地を「旧神岡町図書館」というふうにして要望するという旨が承認をされまして、その場で、私あてに「神岡商工会議所事務所移転案件に係る要望書」というものを頂戴致したところでございます。

早速、検討に入っておるわけなんですが「旧神岡町図書館」は、耐震化が図られており立地的にも町の中心に位置しております。また船津座のすぐ近くだということで、大きな会合を開催する時にも利便性が高い、しかも景観的に非常にいい場所にあるということで、大変建物としてはいいんではないかなと私は思っております。

また、単独施設でございますので、他に気兼ねなくご利用いただけるということで商工団体の拠点としてはふさわしいのではないかというようなことも私は思っております。

こうしたことを踏まえ、私といたしましては、この要望に前向きにお答えをするという方向で、具体的な施設をどのように提供させていただいたらいいのか、早速、検討を始めたいということで今準備をスタートさせております。元々、今年度内の移転というスケジュールが描かれたこともございます。これは私が１年間猶予するといったところからスタートしておるわけですが、そういったこともございますので、９月議会の前までには結論をまとめたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○１０番（洞口和彦）

若干、上手く逃げられたという感じもしますが、おおまかには前向きな回答でございました。特に先端科学都市構想ですが、市長のことだから全部やりましょうと。しかし、

条件をつけてしっかり順番を決めてやりますと、それからもう一つはお金が絡むことだから、その辺も考慮してというような返事だろうと推測していたんですが、あくまでも構想は構想だと片付けられましたので、今国も市も非常に財政が厳しい折ですので、難しいこともあるのかなと思っております。

ただ、現実を見ていただいたときに、神岡はノーベル賞を２回頂いて、本当に有名になったんですよ。しかし、「先端科学都市、北都神岡」の看板が廃れてきておるんです。それは何かといいますと、その効果が薄らいできている、名前は確かに上がってきていますね。特に事務所のある東茂住地区ですか、全盛期には７０軒近くあった家が先日で１８軒くらいだったので、また下がっていると思うんです。実際、名前が上がって３度目の受賞をいただいたときには、地元の家が１軒もなかったという。公民館がいらなくなったというそんな話にもなりかねないと思っています。それで、スケールは違いますがスイスのジュネーブにある欧州原子核研究機構、セルンというところですけども、ここは町全体が素粒子の研究をしていて科学都市で、自ら実験をしながらそれを研究者がいて勉強しているというところで、欧州の２０ケ国が加盟しているとのことです。

ここが、科学都市として成功した例には、もちろん科学の事業は最優先にされていますが、研修とかをメインにしながら、後ろ盾としてガイドツアーなり観光をサブメインとしてきたことなんですよ。研究が大事でそのとおりですが、飛騨市もそれを念頭においた取り組みが必要だと思います。

それから、市長が言われましたように市民の皆さんの意見を聞いたと言っています。市民は科学に対する積極的な姿勢を持っているかどうか。これは科学都市として成功するかどうかという大きな議論に達すると思っています。特に今回、ハイパーカミオカンデ、これは実現のために１３カ国が協同して、お金を集めるためというのが目的ですが、それにしてものっています。前も確かＫＡＧＲＡのときには、居住についてはどちらかというと否定的でした。なんとか飛騨市に住むところがないかと言われても、今のところありませんとか、あなたたちみたいな給料の高い人は市営住宅に入れませんよとかありました。もちろん市は、建物を建てることはできませんが、民間と協力して道筋を導くという、そういう前例がないと。一気に実現した場合に、それからでは遅いんですよ。

例えば大沢野の取り組みは、科学者が何人か来て、住んでみえるというときに、あそこの公民館は、教授を呼んで講演会を開いてもらうと。その時になんと百何十人集めたといいます。そういう意気込みが科学者の心を捉えて、研究は神岡、住むのは富山という、そういうふうになって成功しているということです。なんとか、安定した最先端科学都市を目指すためにもそういう取り組みを今から進めていって欲しいと思います。特に住宅についてはいろいろ希望があると思いますけども、今のところは何人くらいが住めるような対策を講じてみえますか。お聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

住宅の件でございます。今、神岡の町の中に住む需要を持ってみえるのがＫＡＧＲＡのチームが多いと認識をしておりますが、これ、全員ではないわけです。まだ人数的にはおそらく、５，６名程度に留まるのではないか。ということでありますので、今、シェアハウス等々の構想でいくわけですが、建物的に何十人というキャパを想定しているわけではなく、比較的小人数のシェアハウス。今、実際にシェアハウスのような形で住んでおられるわけでして、そういったところの支援が当面の取り組みかなと思っております。

ただ、先ほど議員もお触れになりましたが、ハイパーカミオカンデが今、まさしく文部科学省、東大が概算要求といいますか財務省サイドに一生懸命要求をしておると。５００億円のプロジェクトで、しかも、日本政府だけではなく海外の研究費も入れた格好でということで、まだ事業費全体の確保というのが確実にできていない状況です。

しかも、一応、栃洞の想定がされておりますがこれも完全に決まったものではないということでして、飛騨市としては、また新たにできるというのは大起爆剤であると思っておりますし、栃洞サイドにできますと、これは神岡の町中の居住ということが現実味を帯びてくるのではないかということも思っております。今は、先生方の方にも申し上げまして、「私たちも一緒に要望させてもらいます。また、応援させていただけることは何でも言ってください」ということで全面的に支援し、予算を勝ち取るところの共同体制を組むというところを重点的に考えておりまして、そこがまた現実的になってきますと先ほどの住宅の問題がいずれ現実性を帯びてくるのではないかと考えております。

○１０番（洞口和彦）

せめて、私たちの元気な内に道筋をお願いしたいと思います。

建設業界の方は、本当にいろんな取り組みに真面目にやってみえるんですよ。ただし、現実では先を非常に憂いてみえるんです。ただ、自分たちの業績のためにというのではなくて、飛騨市の将来の基本であるということ、建設業は基本であるということを念頭に置いてみえるんです。今回は、２億円ちょっとの予算で、かなり行き着くことはできますし悪いことではなくいいことです。これによって建設業界の方はどのように受け止めてみえるのかは疑問なんですが、今後もそれらの意見を聞きながらこういうような施策を。特に先ほど言いましたように、地方のほとんどの要望はインフラ整備なんですよ。もちろん側溝の蓋なんてものありますが、それらを含めますと、やる仕事は山ほどあるはずなんです。

ただし、お金の問題がございます。今のところは市長が考える２億円というのは、限度でしょうか、まだまだ隠し財産はございますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

隠し財産があればいいんですが、なかなかそうでもありません。今回も正直言うと、精一杯、精一杯努力して、市単で２億円。市単で２億円積むというのは本当に大変なことでして、かなり無理をしております。ただ、ここで無理をしませんと雪も少なかったということもありますし、これは本当に大変だという思いがありまして、今回こういった措置をとったわけです。

そういう意味では、本当に都市部の自治体のように潤沢な予算があって、ある程度自分でも公共事業がうてる自治体であればいいんですが、なかなか飛騨市の規模になりますと本当になけなしのお金の中でやっていかなくてはいけないと。ですから国、県の事業に頼らざるを得ないということでありまして、これはもう宿命です。ですから隠し財産があってというのは、これは将来的なこともありますから全部吐き出してまって一発で終わりというわけにもいきません。そういう意味では財政的な、長期的な運営ということを踏まえながら、やれることは精一杯させていただきますが、やはり、国、県への要望というのは大事にしてやっていく必要があると思っておるところでございます。

○１０番（洞口和彦）

まさに本音だと思います。３市１村が連携していろんな事業を持ってくる、これは本当に大切だと言われていますし本当にそのとおりだと思っています。しかし、現実には岐阜県で言えば、北陸自動車道が大垣方面へどんどん進んでいますね。飛騨市で言えば下呂近辺の道路、宮トンネルのトンネルが、普通はだいたい１０年かかるんですが、５年で抜くと言っていますよ。

もちろん事業というのは、採択されるまでに歴史とかいろんなものがありますが、やはり、一途には、裁量というのがあると。私は、人をあんまり褒めないんですが、けなすこともしません。高山市長は本当ににこにこ笑って意欲的だったんです。だから、高山は絶対事業がくるし延びるなと思ったんです。それで、今度はそれを取って代ったような都竹市長ですので、大いに期待をしておるわけです。特に顔の広い市長ですからいろんな事業を持ってきていただいて、なんとか飛騨市が活性化するようにお願いしたいと思っています。

この問題で最後、商工会議所の問題なんですが、商工経済が中心として、特に地域交流とか他地区の交流、神岡商工会議所は富山に近いということで富山会議所との交流会や話し合いや議員の交流、ぶり街道という新聞を賑わすようなそういう行事をやって交流を深めてみえます。

ただ、古川町商工会も北飛騨商工会もそうです。私は３つの会議所の総会に出席させていただきましたが、何を言われるかというと、加入者が減少して昔のような前上がり的な展望を持ったところが少ないと。しかし、それでも今まで地域に尽くして一所懸命頑張っているんですよ。公ではございませんが、半公みたいな組織で頑張ってみえると

いうことです。神岡会議所も前は大きなビルを一つ持っていました。今回、ビルが古くなったということで、市とも協議しながら神岡町公民館へ移って、ここは永久的な事務所の場所だと安心されていたところが、ああいう形で指定管理は外され、どこかへ出て行って欲しい、それに付随したいろいろな問題が起こってきたということで、もちろん出て行くという立場で検討委員会を作られて、２年間本当に苦労されてきたと思うんです。

そのいい例が先ほど言いましたように、総会のとき満場一致で採決して、その場で渡されました。私もそのときに居たんですが、満場一致の拍手だったんです。なんであなたたちは要望書を出して拍手するんだ。ということは、都竹市長ならこれに応えてくれるだろうということでの拍手だったと思っているんです。今、前向きに検討するということでありがたいことだと思っています。

この問題が解決しないと、地域の活性化は難しいと思っています。ぜひ前向きに検討されて、来年の春にはあそこへ移動できるような話になるとの話かと思いましたが、なんとか全力を尽くしていっていただきたいと思います。

それからいろいろ聞いてみえると思いますが、前にも移転することによって部屋の改造や机の設置やいろいろな面でお金を使われているんです。一言で言えばお金が底をついたというようなことですので、なんとか要望書の中にも要望がありますが、それに近い結論を出していただきたいと切にお願いしまして次の質問に移りたいと思います。

２番目に交通体系の見直しについてということです。

昨年１０月の改正以後、特に高齢者の方からいろいろな要望や苦情を多く聞いています。今回、交通体系についてはいろいろ質問がありましたが、私は全体の質問ではなく、ある程度地域を絞った話の要望であります。しかし、これは部分的なものではなく、飛騨市にとっても重要な部分だと思っています。

神原線は、飛騨市の夢の架け橋というように思っています。神岡と古川を結ぶ最前線の道路です。今も、通勤を含めていろんな方が利用されています。昨年の改正直前には、皆さんからの要望も多く出てきていましたが、とりあえず、新しくスタートするからとにかくこの方針でいって欲しいと。その代わり、見直しをして改正していくということでした。今回、一部でダイヤ改正の説明がされ、市民の意見を聞いて改正点をまとめてみえると聞いています。最終的には８月の公共交通会議を審議して改正案を実施するとのことですが、より身近で便利な要望に沿った交通体系にするために伺いたいと思います。

１つ目に神岡・河合線へのバス路線運行の実現についてお伺いします。

主要地方道神岡河合線道路改良促進協議会（通称神原線）は杉崎～山田間の道路改良促進を目的に古川町杉崎区、太江区、神岡町袖川地区の３地区で昭和４５年に発足し、今年で４６年目を迎えています。

また昭和３２年ころからは、太江地区と袖川地区が別々に運動をしておりました。神

原線は越中東街道の中街道として利用発展してきた大切な道路です。昭和６３年から平成８年にかけて大改修で現在のトンネルと５橋とカーブの除去の整備が行われました。改良の歴史や長い運動の経緯をみても重要な道路であることは間違いありません。昔は国道４１号線でしたが、今は国道４１号の迂回道路として、また、神岡農免道路開通に伴い交通量が増え現在杉崎バイパスの完成を目指しています。

地域交流の要として、飛騨市合併後、神岡～古川を結ぶ最短道路として国道４１号に劣らぬ交通量となっています。昨年１０月の公共交通見直しでも、この神原峠にバスの運行がなされなかったことは一度もありません。説明会や要望等で再三お願いされていますが、現在のところ「聞く耳を持たない」という対応が現状です。

改正後、お年寄りの皆さんより「何とかして欲しい」との声が多くなっています。袖川地区は古川への買い物や、飛騨市民病院に勤めてみえた江尻医師や鍛冶眼科さんが真摯になってみえへ、患者も多く通院されています。また子供さんが古川へ嫁にきて、交流も盛んです。また、太江、杉崎地区よりの流葉温泉利用者も多くなっています。今回、あの路線がなくなって通えない人がたくさんいらっしゃるそうです。

袖川地区の孤立化を防ぐためにも、飛騨市の架け橋神原線にバス路線の復帰を再考できないのか伺いしたいと思います。一人暮らしや高齢者の声に耳を傾けた路線にして欲しいと思うからです。

２つ目に要望の対応について。

今回の要望の中で、上山田集落内への運行や、旧袖川地区の中心地、農協、ストアー、郵便局、袖川診療所のある地域への運行が望まれています。たくさんの皆さんが利用されていますが、昨年の改正でなくなってしまいました。大変、困ってみえるとお聞きしますので、今回の改正でそのような袖川市街地を通るルートが可能なのでしょうかお伺いします。

３つ目にデマンドバスの導入の考えがあるのかないのかについてお伺いしたいと思います。

昨日の前川議員の質問でも猪谷を中心に一部、取入れを検討するということでしたが、利用者の要望に応じた「デマンドバス」を導入する自治体が増えてきております。

自宅近くで乗り降りでき、細やかなサービスもできる。公共交通を維持することでまちづくりにつなげる効果もあります。現在、田舎のバスは利用が少なく、「あのバスは空気を運んでいる」と言われるような風潮もあります。そういった路線にこの「デマンドバス」の導入は有効な方法だと考えます。

自主運行との並行や地域、路線により使い分け等検討する余地が十分にあると考えます。もしできないとするならば、せめて試験的に１週間程度、１０日間程度の試験運航する試みることも必要と思いますが、このデマンド構想について検討の余地があるのかどうかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

交通体系の見直しについて、ご提案を含めて質問をいただきました。

１点目、神岡・河合線へのバス路線運行の実現についてと３点目、デマンドバス導入の考えについてを一括してお答えいたします。

議員ご提案の試験運行については大変有効な案ではないかと考えております。デマンドバスの導入や神原峠の運行も含め、新規路線の運行については、２～３ヶ月の社会実験を行いその動向を踏まえて、何人以上の乗客があれば、路線として運行するという取り組みもあるのではないかと思います。

なお、試験運行とはいっても、通常の手続き同様に、運行事業者の協力を得たうえで、公共交通会議での了承を得て運輸局の許可が必要なことから、今、関係機関と協議を始めたところです。

２点目の、上山田集落内の運行、旧袖川地区の中心地、農協、ストアー、郵便局、袖川診療所のある地域の運行については、本年１０月の改正で実施に向け手続き中であります。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

○１０番（洞口和彦）

ちょっと聞き漏らしたかもしれません。神原線についてはどういう考えだったか再度お願いします。

□総務部長（東佐藤司）

神原線の運行も含めて、今回の計画の中では新規路線となりますので、デマンドバスの運行も含めて社会実験を取り入れてきたいと思っております。

○１０番（洞口和彦）

検討されるということで、拒否ではないので期待しております。こちらのバスは神原線の延長でもあり、数河、太江からの延長もあります。それから吉田線をこっちに回すというものありますし、数河線が何本か８本くらいありますので２本くらい通すという意見もあります。

昨年の改正で出てきたのは、流葉で乗り継いで学校へ行くというものであります。あそこは冬の間、非常に寒いところです。市民病院のバス停には老人の方からの要望があり、待合室を造り、快適な乗り継ぎができるようになっています。ぜひ、流葉にも造ってもらいたいと思います。これは、必須条件ですので、私はできるまで永久に追求していきたいと思います。以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔１０番　洞口和彦　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前１０

時からといたします。本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

（　散会　午後４時２６分　）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長　　葛谷　寛徳

飛騨市議会議員（６番）　　中村　健吉

飛騨市議会議員（７番）　　徳島　純次